



JFM

DISCLOSURE 2010

Japan Finance Organization for Municipalities



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

JFM

DISCLOSURE 2010

Japan Finance Organization for Municipalities



プロフィール

法 人 名	地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英 文 名 称	Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設 立	平成 20 年 8 月 1 日（平成 21 年 6 月 1 日改組） (旧公営企業金融公庫 昭和 32 年 6 月 1 日)
根 拠 法	地方公共団体金融機構法
所 在 地	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
理 事 長	渡邊雄司
出 資 金	166 億円（全都道府県、市区町村による出資）
職 員 数	80 人（平成 22 年 4 月現在）
平成 21 年度末 貸 付 残 高	22 兆 302 億円
平成 21 年度末 債券発行残高	18 兆 5,549 億円
格 付	S&P : AA Moody's : Aa2 R&I : AAA
	(平成 22 年 3 月 31 日現在)

CONTENTS

理事長メッセージ	2
経営理念	4
事業概況	
平成21年度の事業及び決算の概況	5
平成22年度の経営計画	7

機構の概要	9
機構の基本的な仕組み	10
出資金	12
ガバナンス(企業統治)	
1.代表者会議	13
2.経営審議委員会	14
3.会計監査人による外部監査	14
一般勘定と管理勘定	15

機構の業務	17
--------------------	-----------

貸付業務	
1.貸付対象	18
2.貸付けの種類	20
3.貸付利率	20
4.償還期限	22
5.貸付けの審査体制	23
6.公営競技納付金等による利下げ	23
7.貸付実績の推移	24
8.平成21年度の貸付実績	26
9.平成21年度受託貸付の状況	33
10.平成22年度貸付計画	34
11.補償金免除線上償還	34
地方支援業務	35
資金調達業務	
1.機構債券の種類	36
2.機構債券発行の基本的なスタンス	37
3.機構債券の特徴	38
4.資金調達実績の推移	39
5.平成21年度の資金調達実績	40
6.平成22年度の資金調達計画	44

内部管理体制 45

リスク管理	
1.リスク管理全般	
(1)統合的リスク管理とリスク管理体制	46
(2)機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理	46
2.個別リスク管理	
(1)信用リスク	47
(2)市場リスク	49
(3)流動性リスク	51
(4)オペレーションナルリスク	52
財務報告に係る内部統制	53
内部監査	54
コンプライアンス(法令等遵守)	55
ディスクロージャー	56

機構の財務状況 57

財務諸表	58
参考情報	81

参考資料・ 機構データ 85

参考資料	
代表者会議・経営審議委員会開催実績(平成21年度)	86
平成21年度地方債計画資金区分(改定後)	88
平成21年度事業別貸付計画(改定後)	90
平成21年度事業別貸付状況	92
平成21年度団体種別貸付状況	93
平成21年度貸付金回収状況	94
平成21年度末事業別長期貸付残高	95
平成21年度末都道府県別長期貸付残高	96
平成22年度同意(許可)債貸付条件一覧	100
平成22年度経営計画	102
平成22年度地方債計画	109
機構データ	
沿革	111
組織図	112
役員・所在地	113

平成21年度を振り返って

私ども地方公共団体金融機構（JFM）は、「地方の、地方による、地方のための資金共同調達機関」として、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関です。

私どもは、債券を発行して資本市場から資金を調達し、地方に対し長期・低利の資金を融資するという業務を行っております。

平成21年度においては、貸付年限の延長をはじめとする貸付条件の改善、「スーパー地方債」という機構債の位置付けの定着、超長期のALMの実施、民間会計基準による決算など、様々な取組みを進めてきました。

厳しい金融・経済情勢の中でございましたが、市場からの信認もいただき、経営は順調に推移しております。

関係の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

President and CEO's Message 理事長メッセージ

平成22年度の取組み

平成22年度の貸付規模は、地方債計画における機構資金計上額の増加に伴い、前年度比5,176億円増の1兆9,331億円となります。地方財政が極めて厳しい状況にある中、地方債資金の共同調達機関としての機構の役割が期待されているものであると考えております。地方の皆さまのために、しっかりと対応してまいります。

資金調達については、貸付額の増加に伴い債券発行額も増加することとなりますが、

安定的な資金調達を行うため、多様な年限による債券発行や、市場環境を注視しつつ外債の発行にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、ALMや内部統制等の取組みを更に進めるとともに、平成23年度から本格的な実施を予定している地方支援業務につきましても、具体的な実施計画を策定し「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の3分野で事業を進めてまいります。

「地方の、地方による、地方のための」
機構として

機構の業務の推進に当たっては、長期・低利の資金を安定的に供給することで、地方公共団体が実施する住民生活に密着した事業を支えるとともに、時代の変化に即応し、地方の新たなニーズに応えていくことが我々に課せられた使命と考えます。

今後とも、機構の使命を果たすべく、役職員が一丸となって努力してまいる所存ですので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成22年7月
地方公共団体金融機構

理事長 渡邊雄司



経営理念

地方公共団体金融機構は、
「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」
として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1

地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

2

地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

3

資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。



事業概況

平成 21 年度の事業及び決算の概況

1. 平成 21 年度の事業の概況

平成 21 年度は、機構の貸付計画を踏まえ、総務大臣・都道府県知事の同意（許可）があった地方債 7,535 件、1 兆 2,907 億円について、地方公共団体に対して貸付けを行いました。

特に、平成 21 年度から新たに貸付対象となった一般会計債のうち地域活性化事業、防災対策事業及び合併特例事業には合計 39 件、116 億円、地方交付税の振り替えとして発行される臨時財政対策債には 397 件、4,488 億円の貸付けを行うなど、地方公共団体の皆さまのニーズに適切に対応しました。

この貸付けの原資として、地方金融機構債 7,210 億円、縁故債 4,000 億円を発行したほか、旧公営企業金融公庫から承継した債券の借換えを円滑に行うため、政府保証債 8,239 億円を発行しました。

また、地方公共団体の資金調達等について、調査研究・情報提供、地方公共団体の人材育成、資金調達に係る実務支援の事業を行いました。

(注) 債券発行額は額面ベース

2. 平成 21 年度の決算の概況

(1) 損益の状況

平成 21 年度の経常収益は 5,585 億円（うち貸付金利息等の資金運用収益 5,583 億円）、経常費用は 3,083 億円（うち債券利息等の資金調達費用 2,973 億円）となり、この結果、平成 21 年度の経常利益は 2,501 億円となりました。

機構においては、法令の規定により債券の借換えによって収益が生じたときは、公庫債権金利変動準備金に積み立てることとされており、これらの積み立て等を行った結果、平成 21 年度の機構全体の当期純利益は 88 億円となりました。

(2) 資産の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在の資産総額は 23 兆 1,849 億円で、前年度より 1,846 億円減少しました。

資産が減少した主な理由は、資産のほとんどを占める貸付金について当期貸付額よりも回収額が 1,850 億円上回ったことによるものです。

(3) 負債の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在の負債総額は 23 兆 1,243 億円で、前年度より 1,921 億円減少しました。

負債が減少した主な理由は、金利変動準備金等が 2,563 億円増加したものの、負債の大半を占める債券について当期発行額よりも償還額が 4,479 億円上回ったことによるものです。

(4) 純資産の状況

平成 21 年度における一般勘定の当期純利益 45 億円を「一般勘定積立金」、管理勘定の当期純利益 43 億円を「管理勘定利益積立金」として計上したこと等により、平成 22 年 3 月 31 日現在の純資産総額は 606 億円となりました。

（「一般勘定」及び「管理勘定」については 15 ページをご参照ください。）



事業概況

平成 22 年度の経営計画

1. 貸付規模の拡大

機構の貸付計画は、平成 22 年度の地方債計画に基づき、地方公共団体に対して総務大臣・都道府県知事の同意等が予定されている地方債の額を踏まえて作成しますが、地方交付税の振り替えとして発行される臨時財政対策債が大幅に増額されたこと等に対応し、機構資金については、前年度比 3,260 億円増の 2 兆 1,590 億円が計上されています。

これを踏まえて、平成 22 年度の貸付計画額は、前年度計画比 5,176 億円増の 1 兆 9,331 億円とされています。

■ 機構の貸付計画額

(単位: 億円)

	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
貸付計画額	19,331	14,155	5,176	36.6%

(注1) 平成21年度は、当初の貸付計画額

(注2) 平成21年度においては、135億円の増額改定を行っており、改定後の貸付計画額は14,290億円

■ 地方債計画における機構資金

(単位: 億円)

区分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
機構資金	21,590	18,330	3,260	17.8%
〔 内訳 〕				
一般会計債	4,981	5,121	△ 140	△ 2.7%
公営企業債	8,049	8,209	△ 160	△ 1.9%
公営企業借換債	300	0	300	皆増
臨時財政対策債	8,260	5,000	3,260	65.2%

(注1) 平成21年度は当初の地方債計画における機構資金額

(注2) 平成21年度の地方債計画は、機構資金について500億円の増額改定を行っており、改定後の機構資金額は18,830億円

2. 債券発行の拡大と多様化

平成22年度においては、貸付計画額の拡大に伴い、地方金融機構債（政府保証のない一般担保付公募債）は前年度発行額7,210億円に対し、9,000億円の発行を、また縁故債は4,000億円（前年度同額）の発行を予定しています。

地方金融機構債の発行に当たっては、安定的な資金調達を行っていく観点から、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努めるとともに、FLIP（Flexible Issuance Program）の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行うこととしています。

また、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、政府保証債7,500億円（うち外債1,000億円）の発行を予定しています。

3. リスク管理の一層の充実

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。このため、「リスク管理統括室」を「リスク管理統括課」に拡充し、ALMの一層の充実を図るなど、リスク管理の高度化等に統合的かつ的確に対応することとしています。

4. 地方支援業務の展開

地方公共団体が地方債を取り巻く環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行えるよう、調査研究・情報提供、人材育成や資金調達に係る実務支援等の業務（地方支援業務）を実施します。

地方支援業務については、平成22年度においては、平成23年度以降の地方支援業務の具体的な実施計画を策定するとともに、平成21年度に引き続き所要の事業を実施することとしています。

(注) FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIPは、所定の証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

機構の概要

機構の基本的な仕組み 10

出資金 12

ガバナンス（企業統治）

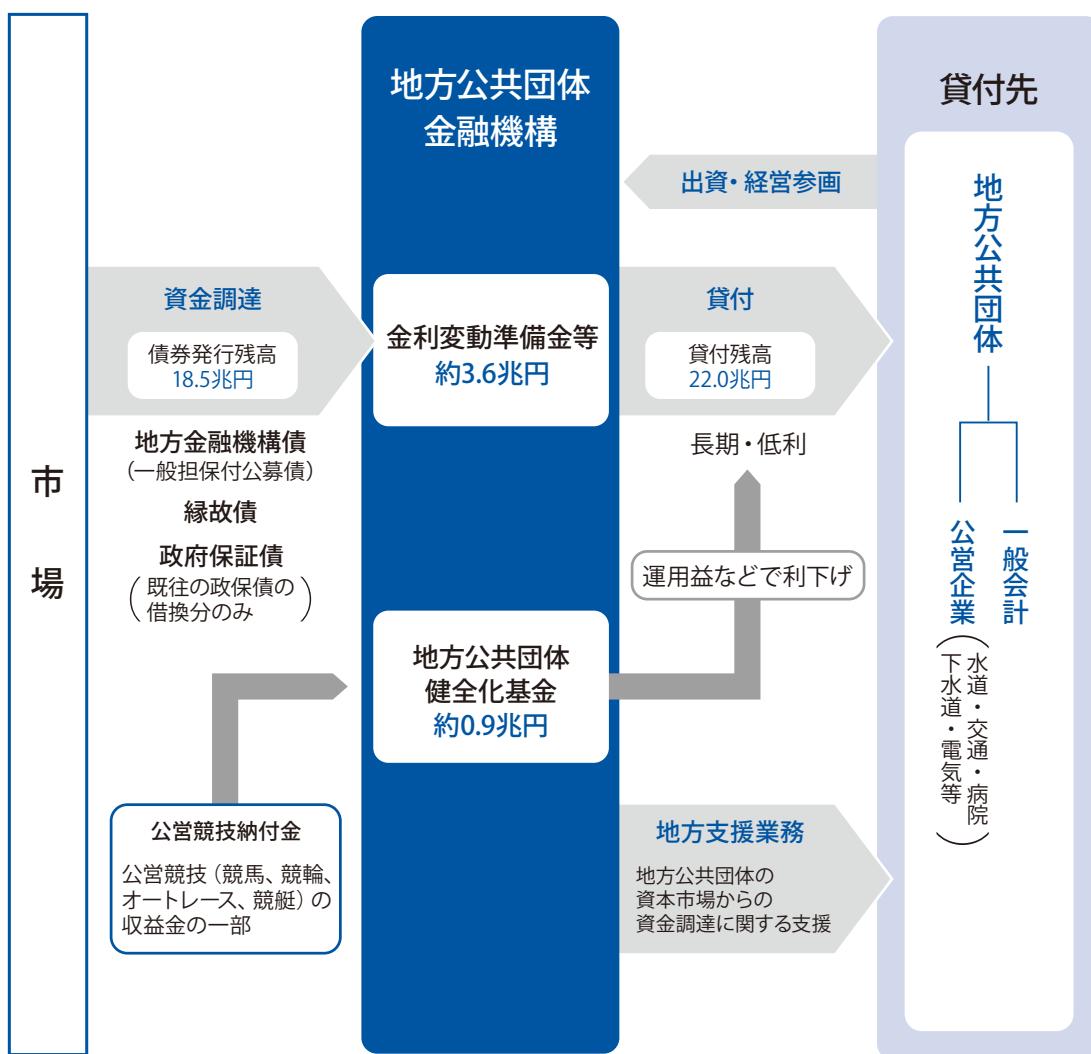
- 1.代表者会議 13
- 2.経営審議委員会 14
- 3.会計監査人による外部監査 14

一般勘定と管理勘定 15

機構の概要

機構の基本的な仕組み

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 21 年度末)

地方債資金の共同調達機関

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、地方公共団体金融機構では、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）を発行して資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしています。

金利変動準備金等による金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長30年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として10年債の発行により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）への対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

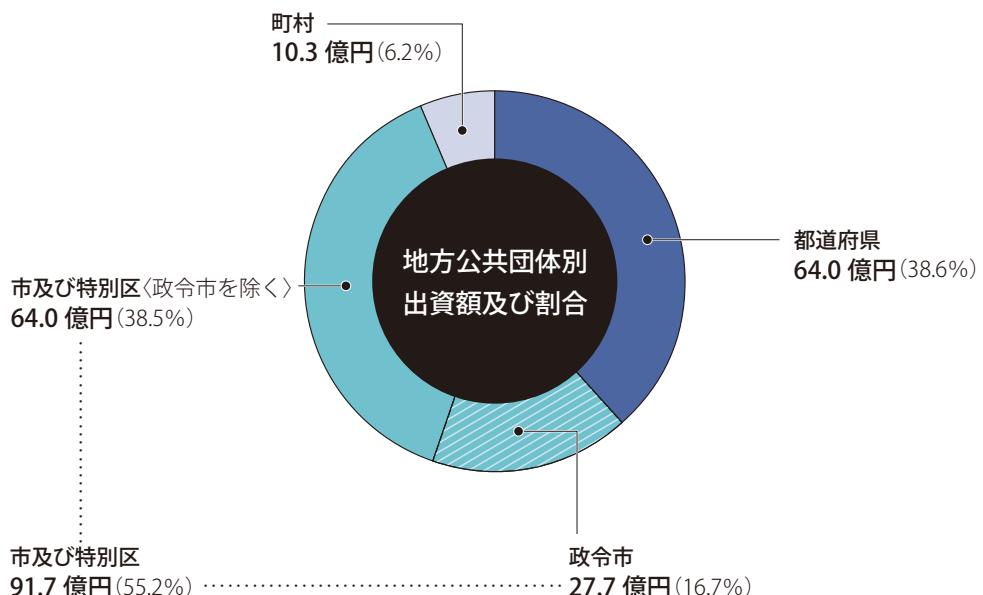
健全化基金を活用した利下げ

機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。



機構は地方が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

平成22年3月31日現在、全都道府県・市区町村1,797団体から、合計166億210万円の出資を受けています。

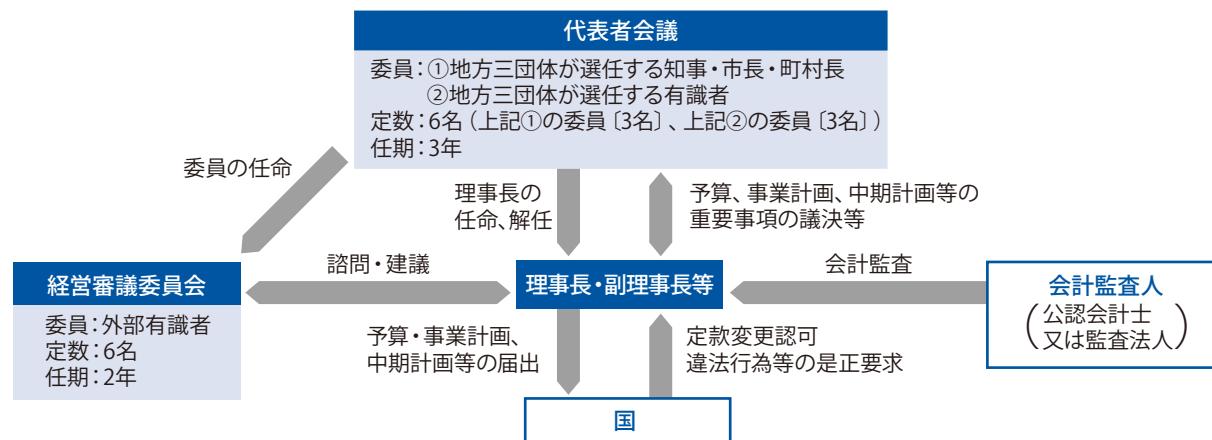


機構の概要

ガバナンス（企業統治）

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンス（企業統治）が確保されています。

機構のガバナンスの仕組み



1. 代表者会議

機構は地方公共団体が主体的に運営することから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関する高い識見を有する方が選ばれています。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

代表者会議委員（平成22年6月1日現在）敬称略 ◎は議長

（地方公共団体の代表者）

- ◎ 伊藤 祐一郎（鹿児島県知事）
- 森 民夫（新潟県長岡市長）
- 藤原 忠彦（長野県川上村長）

（外部の学識経験者）

- 小幡 純子（上智大学法科大学院長）
- 堀場 勇夫（青山学院大学教授）
- 森田 富治郎（日本経団連副会長・第一生命保険（株）代表取締役会長）

2. 経営審議委員会

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営と責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うこととともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めるることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員(平成22年6月1日現在)五十音順 敬称略 ◎は委員長

栗原 岳 (弁護士 [西村あさひ法律事務所])

西野 万里 (明治大学名誉教授)

桑野 和泉 (由布院温泉観光協会会长・株式会社玉の湯代表取締役)

◎ 林 宜嗣 (関西学院大学教授)

出塙 清治 (公認会計士 [出塙会計事務所])

若林 清造 (内外情勢調査会前会長)

3. 会計監査人による外部監査

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられています。

機構の概要

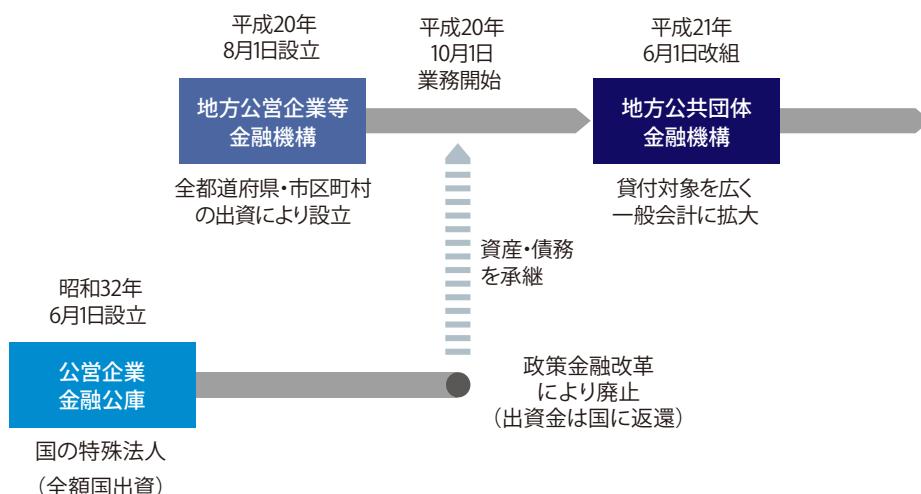
一般勘定と管理勘定

地方公共団体金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に旧公庫の資産・債務を引き継いで業務を開始しました。

また、平成21年6月1日の改組により、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

機構の業務開始以降の新たな貸付け、債券発行等については「一般勘定」により経理を行うこととされ、一方、機構が旧公庫から承継した債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）については「管理勘定」を設け、両者の経理を区分することとされています。

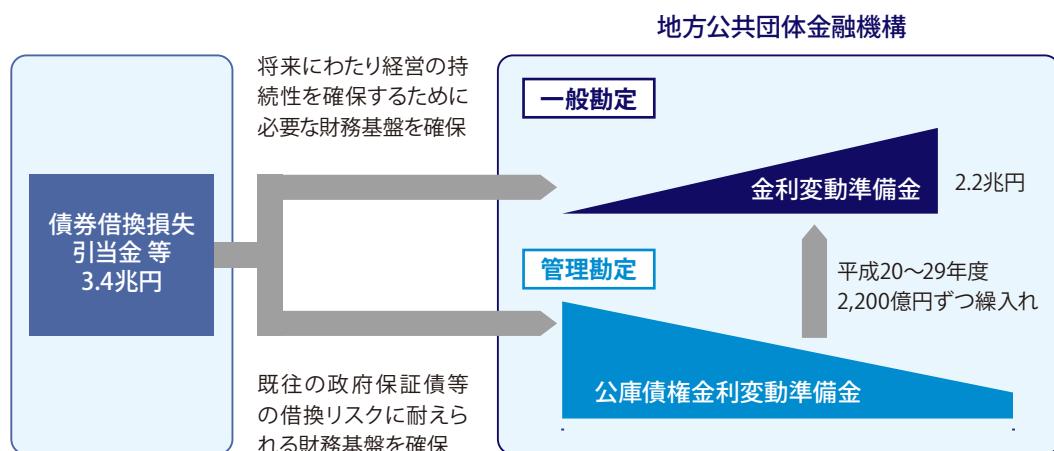
なお、管理勘定における既往の政府保証債の借換えに必要な債券については、政府が保証を付すことができるることとされており、また公庫債権管理業務を実施するため、毎事業年度「公庫債権管理計画」を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けています。



また、機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰入れることとされており、残余については、公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。

なお、機構法においては、公庫債権管理業務が終了し、管理勘定を廃止したときに残余財産がある場合は、その財産は、国に帰属するものとされています。



(注) 管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる額を国に帰属させるものとされています。

機構の業務

貸付業務

1.貸付対象	18
2.貸付けの種類	20
3.貸付利率	20
4.償還期限	22
5.貸付けの審査体制	23
6.公営競技納付金等による利下げ	23
7.貸付実績の推移	24
8.平成21年度の貸付実績	26
9.平成21年度受託貸付の状況	33
10.平成22年度貸付計画	34
11.補償金免除線上償還	34
地方支援業務	35

資金調達業務

1.機構債券の種類	36
2.機構債券発行の基本的なスタンス	37
3.機構債券の特徴	38
4.資金調達実績の推移	39
5.平成21年度の資金調達実績	40
6.平成22年度の資金調達計画	44



- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
 - 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
- また、貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 貸付対象

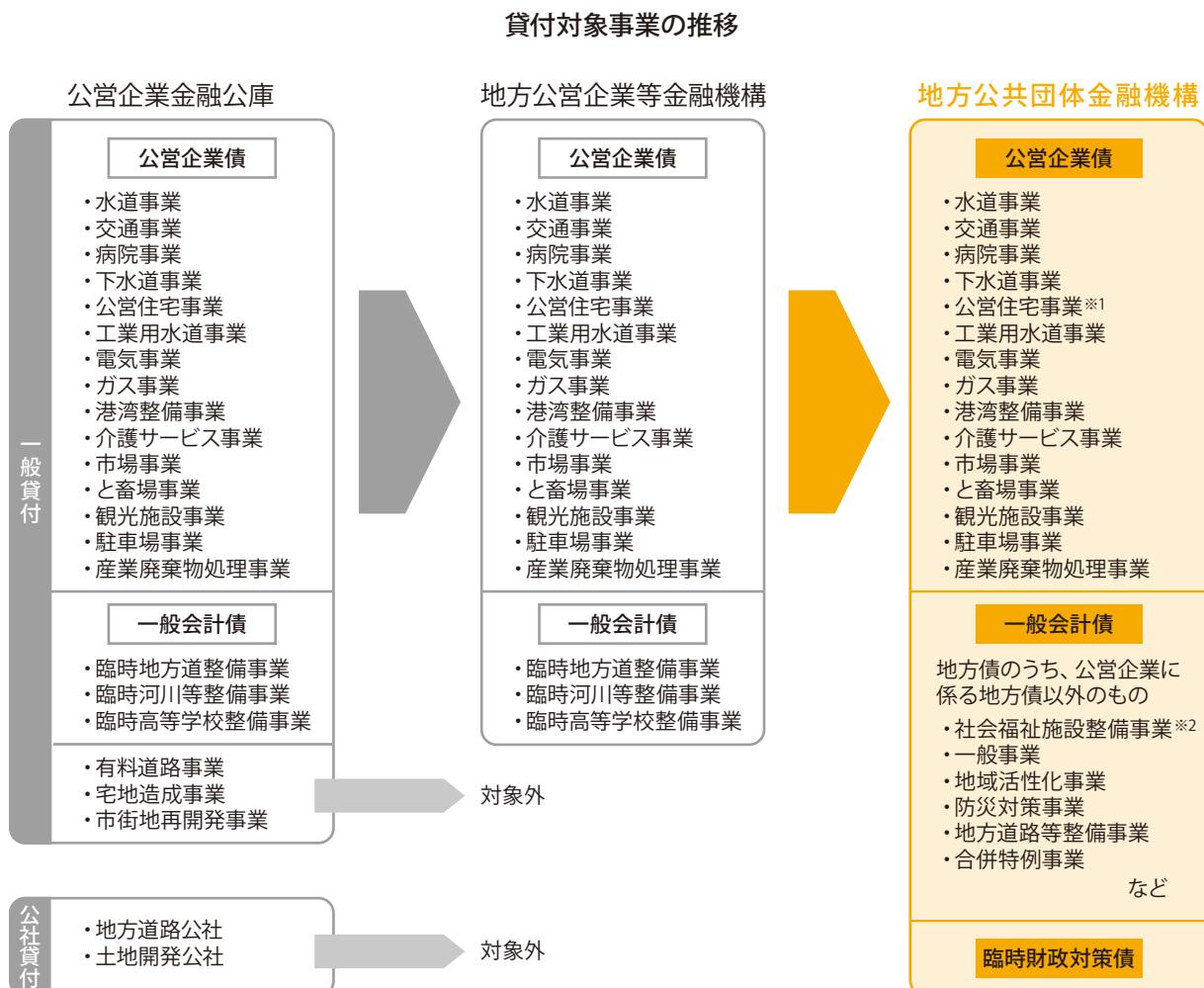
貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

貸付対象は、旧公営企業金融公庫においては合計21事業及び公社貸付となっておりましたが、平成20年10月の地方公営企業等金融機構の業務開始時に、合計18事業への絞り込み（公社貸付は廃止）が行われました。

平成21年6月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。

具体的には、平成21年度は地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債が新たに対象事業となり、平成22年度からは社会福祉施設整備事業が追加されます。

今後も地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していきます。



2. 貸付けの種類

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意・許可の見込が確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意・許可前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

3. 貸付利率

貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活にとって特に重要な事業等については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、平成21年度の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、特別利率及び臨時特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

これは、機構資金利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

■ 平成21年度における貸付利率の推移

年月 区分	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月	21年9月
機構利率改定日	4/20	5/25	6/17	7/21	8/19	9/17
基 準 利 率	2.20%	→	2.25%	2.05%	2.20%	2.10%
特 別 利 率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%
臨時特別利率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%
財政融資資金利率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%

年月 区分	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月
機構利率改定日	10/28	11/26	12/22	1/27	2/24	3/19
基 準 利 率	2.05%	2.15%	2.05%	2.15%	→	→
特 別 利 率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→
臨時特別利率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→
財政融資資金利率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→

(注1) 平成21年4月及び平成21年5月は地方公営企業等金融機関の貸付利率(固定金利方式、28年償還(うち据置5年))を記載しています。

(注2) 平成21年6月～平成22年3月の貸付利率は固定金利方式、30年償還(うち据置5年)のものを記載しています。

(注3) 同一償還条件の財政融資資金利率が下限となるため、特別利率と臨時特別利率が同率になっています。

4. 償還期限

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長28年（平均約25年）でしたが、平成21年6月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成21年度同意（許可）債からは最長30年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業		平成22年度同意（許可）債			
		固定金利		利率見直し（注）	
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公営住宅事業	年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5
	社会福祉施設整備事業	20	3	20	3
	一般事業	20	5	20	5
	地域活性化事業	30	5	30	5
	防災対策事業	30	5	30	5
	地方道路等整備事業	20	5	20	5
合併特例事業		30	5	30	5
臨時財政対策債		都道府県	—	30	3
		政令指定都市	—		
		市町村	—	20	3
公営企業債	水道事業	30	5	30	5
	交通事業	30	5	30	5
	病院事業	30	5	30	5
	下水道事業	30	5	30	5
	工業用水道事業	30	5	30	5
	電気事業	30	5	30	5
	ガス事業	25	5	25	5
	港湾整備事業	20	5	30	5
	市場事業	25	5	25	5
	と畜場事業	20	5	20	5

（注）利率見直しは10年ごとの見直し

5. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次とおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

- ①貸付予定団体・企業の確認
●財政状況・経営状況の把握
●ヒアリングの実施

- ②貸付時における確認
●同意（許可）額の把握等
●借入申込書類の確認

貸付けの実行

- ③貸付後の確認

現地調査の実施

6. 公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均一化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

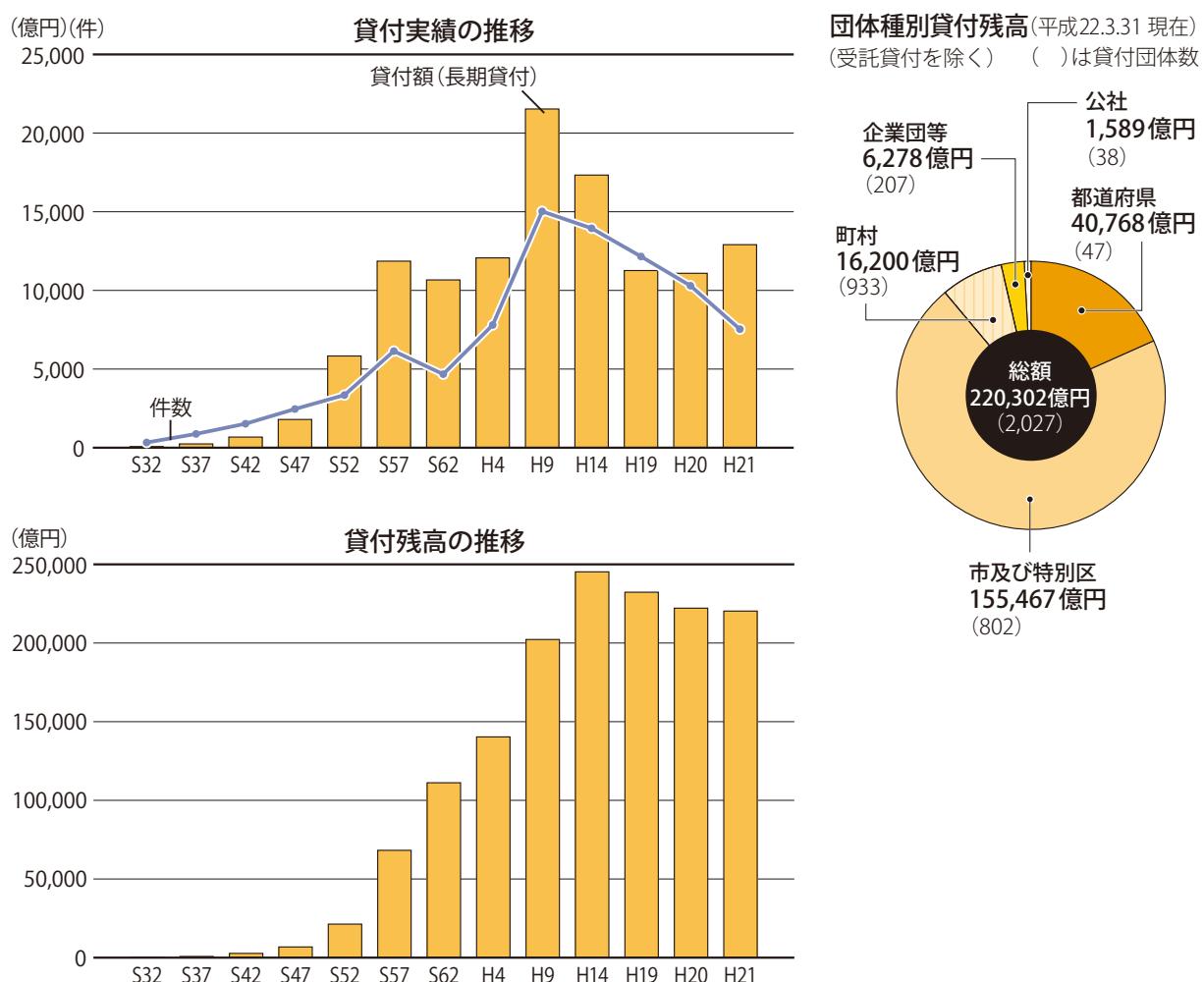
7.貸付実績の推移

(1) 全体の貸付実績の推移

旧公庫の貸付残高は、昭和49年度に1兆円、56年度に5兆円を超える、61年度には10兆円、平成9年度には20兆円、平成16年度には25兆円に達し、平成20年10月、22兆4,586億円を機構が引き継ぎました。

平成21年度は1兆2,907億円の長期貸付が行われ、平成21年度末における貸付残高は22兆302億円となっています。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成21年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,027団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が15兆5,467億円で最も多く全体の71%を占めています。次いで、都道府県が4兆768億円で18%、残り2兆4,067億円が町村及び企業団等で11%となっています。



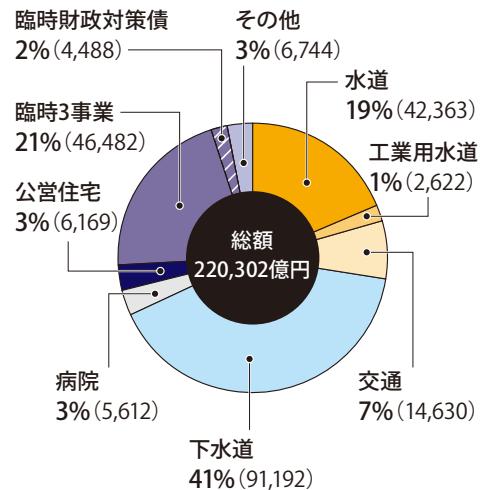
(2) 事業毎の貸付実績の推移

貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気、港湾が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発、下水道が、50年代には下水道、水道、臨時3事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）が主な貸付対象事業となり、最近では下水道及び臨時3事業のウェイトが高くなっています。

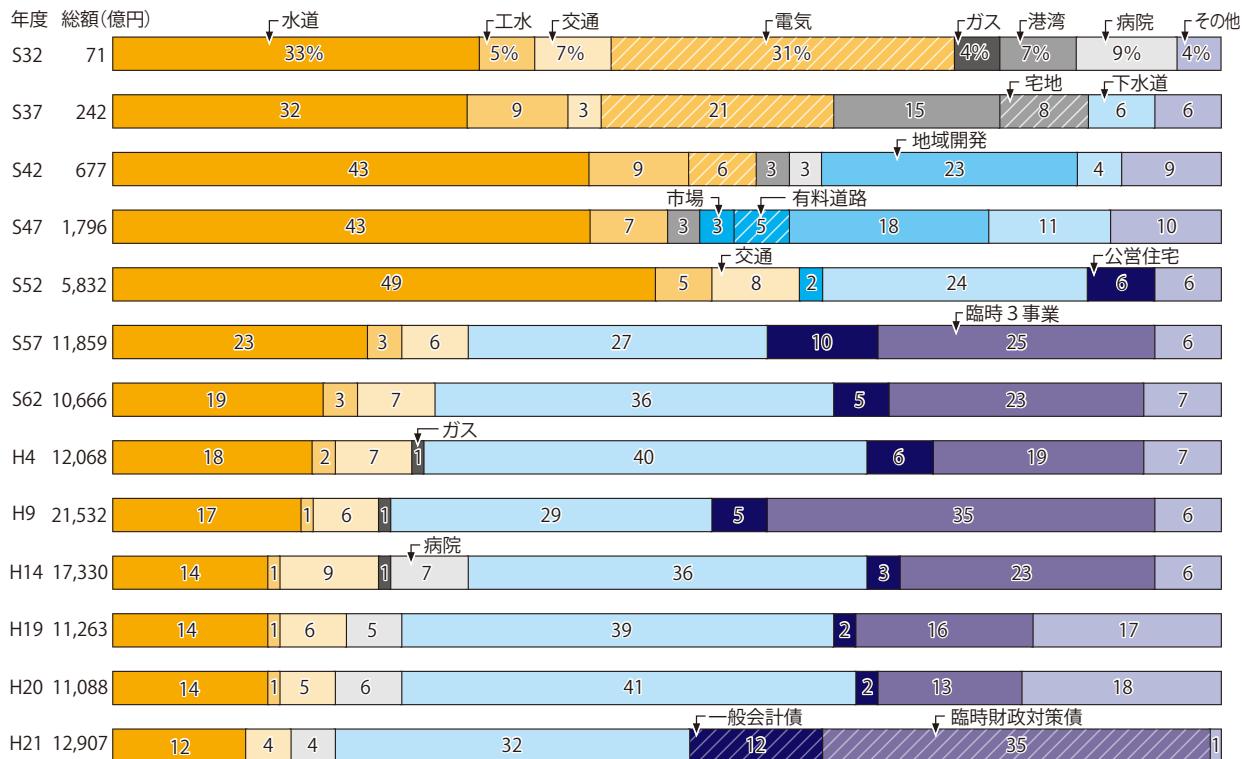
平成21年度からは、一般会計債と臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成21年度末の貸付残高は22兆302億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の41.4%を占め、次いで臨時3事業21.1%、水道事業19.2%の順になっています。

事業別貸付残高(平成22.3.31現在)
(受託貸付を除く) ()は単位：億円



年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

(注2) その他には、公営企業借換債を含んでいます。

(注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。

(注4) 一般会計債には、公営住宅、平成18～20年度同意(許可)分の臨時3事業に係る貸付けを含んでいます。

8.平成21年度の貸付実績

(1) 貸付実績

平成21年度は、総額1兆2,907億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが4,488億円で全体の34.8%、次に下水道が4,066億円で31.5%を占めています。このほか、地方道路等整備事業を中心に一般会計債に対し1,583億円（全体の12.3%）の貸付けを行いました。

(2) 事業ごとの内訳

【公営住宅事業】

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成20年度末では約218万戸が管理されています。

平成21年度の貸付額は、164億円となっています。



市営住宅賀露団地（鳥取市）

【一般事業】

地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての事業です。従来機関の貸付対象としていた臨時河川等整備事業（中小河川の整備）及び臨時高等学校整備事業（高等学校の老朽校舎の改築等）が平成21年度より地方債計画において一般事業に再編されました。

平成21年度の貸付額は、153億円となっています。



県立青森東高校（青森県）

（注）各事業の事業数等は平成20年度のものです。なお、写真は既存の融資事業の例ですので、平成21年度に貸し付けた事業とは限りません。

【地域活性化事業】

地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための基盤整備事業です。
平成21年度の貸付額は、0.6億円となっています。

【防災対策事業】

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。
平成21年度の貸付額は、1億円となっています。

【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業です。
平成21年度の貸付額は、114億円となっています。

【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道及び林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は平成21年度より地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成21年度の貸付額は、1,150億円となっています。



町道32-1号線 (京都府井手町)

【臨時財政対策債】

地方交付税の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。
平成21年度の貸付額は、4,488億円となっています。

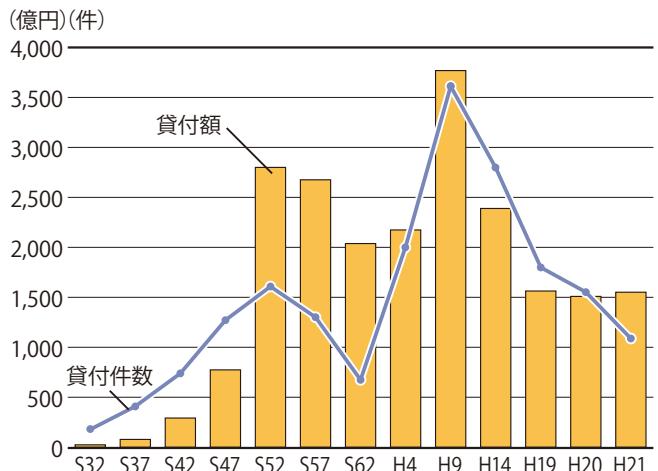
【水道事業】

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,244事業あり、年間約189億m³の給水を行っており、給水人口は約1億2,482万人となっています。

平成21年度の貸付額は、1,551億円となっています。



大井川広域水道企業団（静岡県）



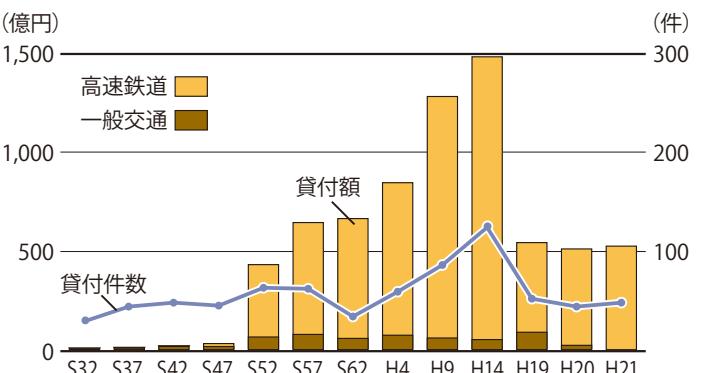
【交通事業】

地方公共団体が経営する交通事業は、83団体101事業あり、年間延べ約40億人（1日平均1,112万人）に利用されています。公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、バスでは24.9%、地下鉄では72.5%となっています。

平成21年度の貸付額は、511億円となっています。



市内電車環状線（富山市）



【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、665事業で、これらの事業が有する病院の数は936病院（一般病院891、結核病院1、精神科病院44）となっています。

平成21年度の貸付額は、533億円となっています。



県立こころの医療センター（三重県）

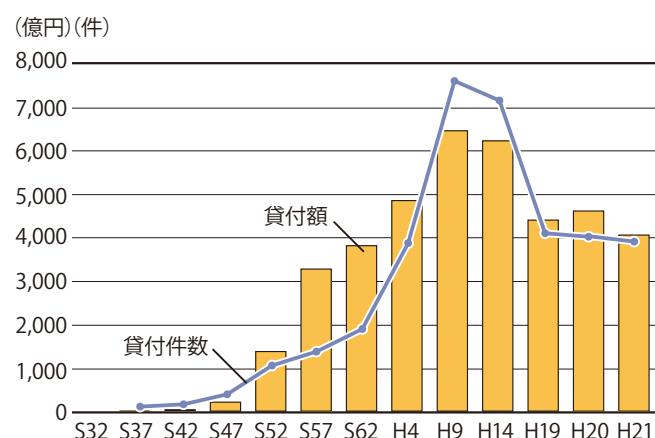
【下水道事業】

地方公共団体が行う下水道事業は、3,687事業で、平成20年度末における現在処理区域内人口は9,815万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は75.9%となっています。

平成21年度の貸付額は、長期貸付額全体の約3割を占め、4,066億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設（岐阜県揖斐川町）



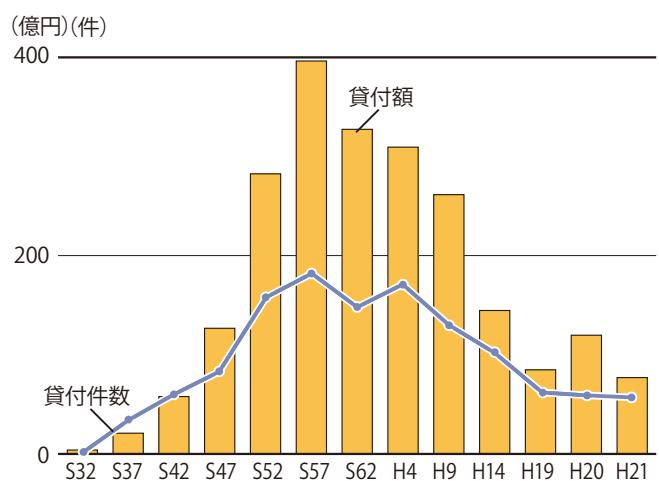
【工業用水道事業】

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、151事業 260施設あり、6,150箇所の工場等に年間約47億m³を給水しています。

平成21年度の貸付額は、77億円となっています。



生田浄水場（川崎市）



【電気事業・ガス事業】

地方公共団体が経営する電気事業は、70事業 388発電所で、発電能力は最大出力319万kW、年間発電電力量は107億kWhに達しています。また、地方公共団体は、34のガス事業を経営し、94万戸の家庭に年間385億MJのガスを供給しています。

平成21年度の貸付額は、17億円となっています。



仁右エ門用水発電所（富山県）

【港湾整備事業】

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、104事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船などの事業を行っています。

平成21年度の貸付額は、41億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン（福岡市）

【介護サービス事業】

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、621事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械機具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成21年度の貸付額は、2億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ（萩市）

【市場事業】

地方公共団体が経営する市場事業は、176事業で、年間の取扱量は、そ菜793万トン、果実283万トン、水産物431万トン、肉類その他81万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成21年度の貸付額は、16億円となっています。



中央卸売市場（盛岡市）

【と畜場事業】

地方公共団体が経営すると畜場事業は、74事業で、平成20年度における年間処理実績は411万頭となっています。

平成21年度の貸付額は、0.6億円となっています。



食肉流通センター（金沢市）

【観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）】

観光施設事業は、休養宿泊事業152事業をはじめ、ロープウェイ62事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）176事業の合計390事業が行われています。

平成21年度の貸付額は、4億円となっています。



旭山動物園（旭川市）

【駐車場事業】

地方公共団体が経営する駐車場事業は、233事業681施設であり、公営駐車場の収容能力は約12万3千台、1日平均利用台数は約17万5千台となっています。

平成21年度の貸付額は、16億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場（川口市）

9. 平成 21 年度受託貸付の状況

公有林整備事業及び草地開発事業については、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて貸付けを行っています。

平成 21 年度の受託貸付の総額は 34 億 52 百万円、内訳は、公有林整備事業が 32 億 94 百万円、草地開発事業が 1 億 58 百万円となっています。

区分	公有林整備事業		草地開発事業		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
都道府県	件 64	百万円 2,215	件 3	百万円 40	件 67	百万円 2,255	% 65.3
市	103	725	1	52	104	777	22.5
町　村	70	353	7	67	77	420	12.2
組合等							
計	237	3,294	11	158	248	3,452	100.0

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 25,818 件、3,372 億 19 百万円、草地開発事業が 1,586 件、223 億 1 百万円の合わせて 27,404 件、3,595 億 19 百万円となっています。

10. 平成22年度貸付計画

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

その結果、平成22年度の地方債計画の総額は15兆8,976億円（対前年度比1兆7,132億円、12.1%の増）となり、地方公共団体金融機構資金は2兆1,590億円が計上されました。（詳しくは参考資料109ページをご参照ください。）

この地方債計画を踏まえ、平成22年度における一般貸付に係る貸付計画額は、一般会計債3,946億円、臨時財政対策債7,887億円、公営企業債7,198億円、公営企業借換債300億円の合計1兆9,331億円の予定となっています。（詳しくは参考資料103ページをご参照ください。）

また、受託貸付に係る貸付計画額は30億円の予定となっています。

11. 補償金免除繰上償還

国において、平成19年度から平成21年度までの措置として5兆円規模の公債費負担軽減対策が講じられ、そのうち旧公庫においては、平成19年度及び20年度の2ヶ年で約1兆2,700億円を実施してきたところですが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、平成22年度地方財政対策の中で、この措置を3年間延長することとされました。

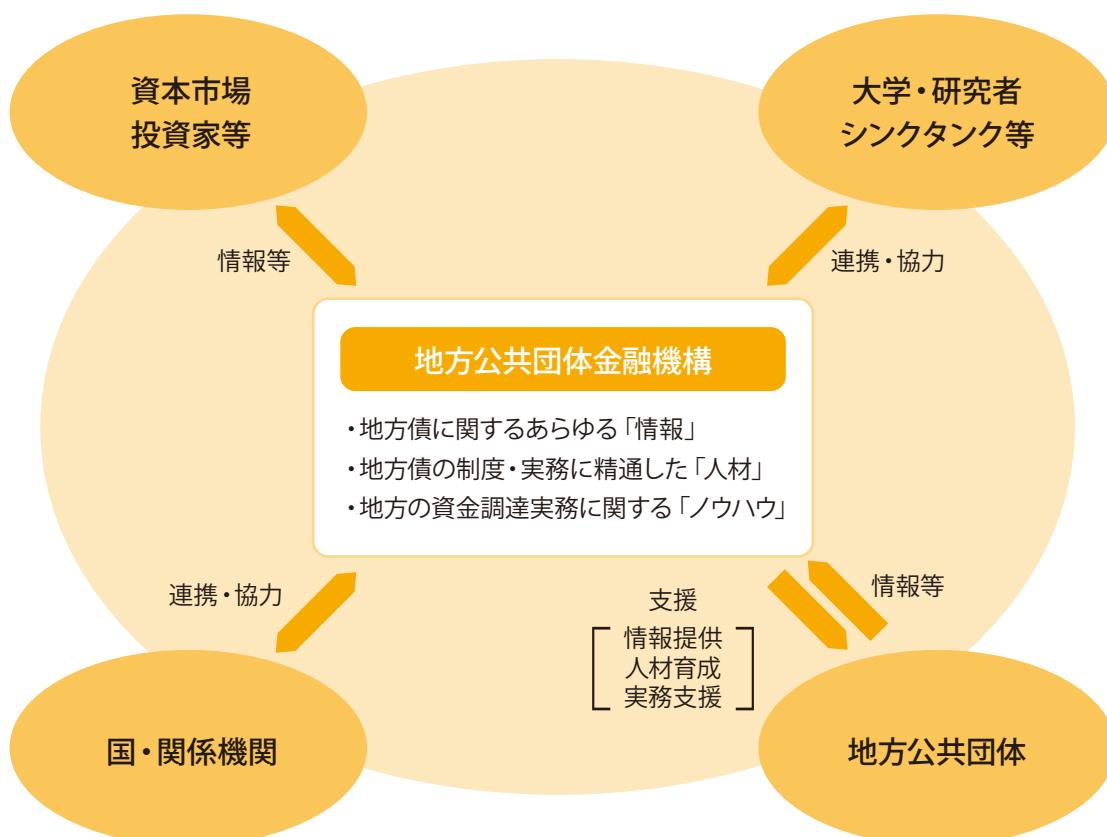
その概要は、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を実施し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものです。

当機構におきましても、この国における公債費負担軽減対策の決定を受けて、行政改革・経営改革を行うものとして国から要請のあった地方公共団体を対象に、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還（借換債含む。）に応じることとし、平成22年度においては、1,000億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債300億円）を実施します。

機構は、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施します。

支援の実施に当たっては、機構が情報の結節点としての機能を果たせるよう、関係機関との連携等を通じ地方支援のネットワークの形成を図るとともに、民間人材の活用も含めて体制の整備を行います。

具体的には、地方公共団体の資金調達等について調査研究を行い、その研究成果を情報提供する「調査研究・情報提供事業」、地方行財政、金融、経済、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた地方公共団体の「人材育成事業」及び地方公共団体の資金調達に係る実務に対し、関係団体との連携等により支援を実施する「実務支援事業」等に取り組みます。



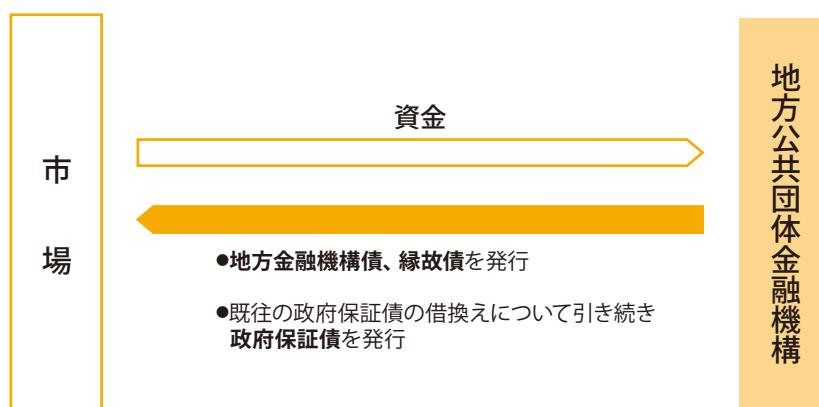


地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的な調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、政府保証のない一般担保付公募債（地方金融機構債）の発行を基本とします。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせて行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



2. 機構債券発行の基本的なスタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていく等を通じて、資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行います。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な債券発行に努めています。

(1) 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努めます。

債券発行を行うに当たっては、特に10年債の毎月発行等により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行います。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの削減が図られるよう、多様な市場における債券発行に努めています。

(2) 情報開示の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理の状況についてのディスクロージャーを適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認を確保できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう、半期毎に債券発行計画を公表します。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、少なくとも地方債と同様のステータスを持つた、信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- ・機構は地方の資金共同調達機関であり、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- ・機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、機構資産の安定性は高いといえること
- ・金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- ・機構法において、機構解散時の最終弁済責任が地方公共団体とされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、ムーディーズ・インベスター・サービス (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは10%となってています。

このほか、平成22年度より、海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※非課税措置の対象となるのは、平成25年3月31日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

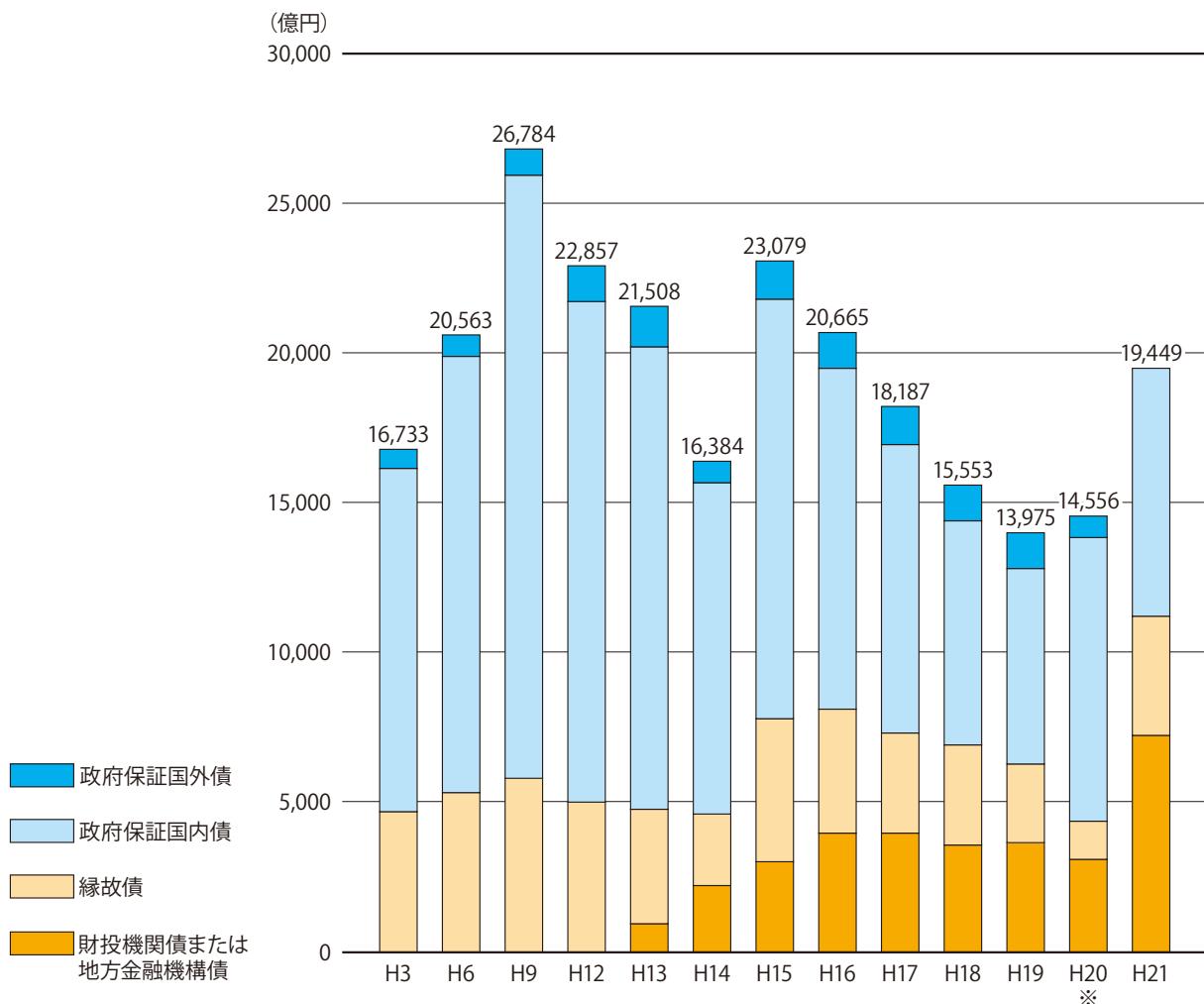
発行体格付(依頼)	S&P:AA Moody's:Aa2 R&I:AAA	(平成22.3.31現在)
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債:10%	(参考)政府保証債:0% 国債・地方債:0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産において他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。この先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。(地方公共団体金融機構法第40条)	

4. 資金調達実績の推移

機構では政府保証債（国内債、国外債）及び非政府保証債（公募債、縁故債）を発行しています。

非政府保証公募債としては、旧公庫は平成13年度から財投機関債を発行しました。平成20年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

平成21年度の債券発行総額は、1兆9,449億10百万円となっています。



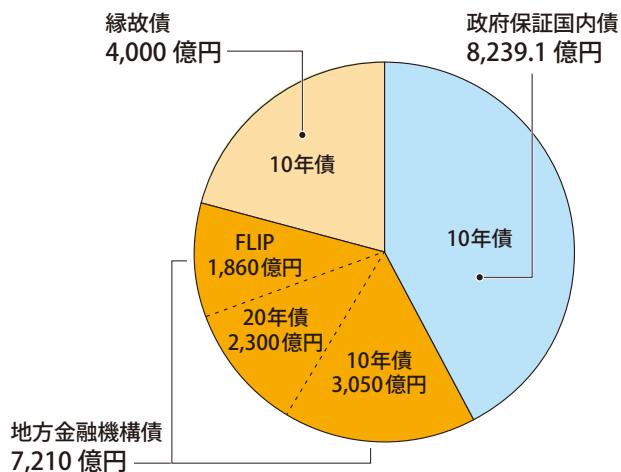
※平成20年度は公営企業金融公庫と地方公営企業等金融機構の合算額

5. 平成 21 年度の資金調達実績

平成 21 年度における地方金融機関債の発行総額（額面）は 7,210 億円であり、その内訳は 10 年債 3,050 億円、20 年債 2,300 億円、FLIP 1,860 億円となっています。地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行額は 10 年債 4,000 億円となっています。

また、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証国内債 10 年債 8,239 億 10 百万円を発行しました。

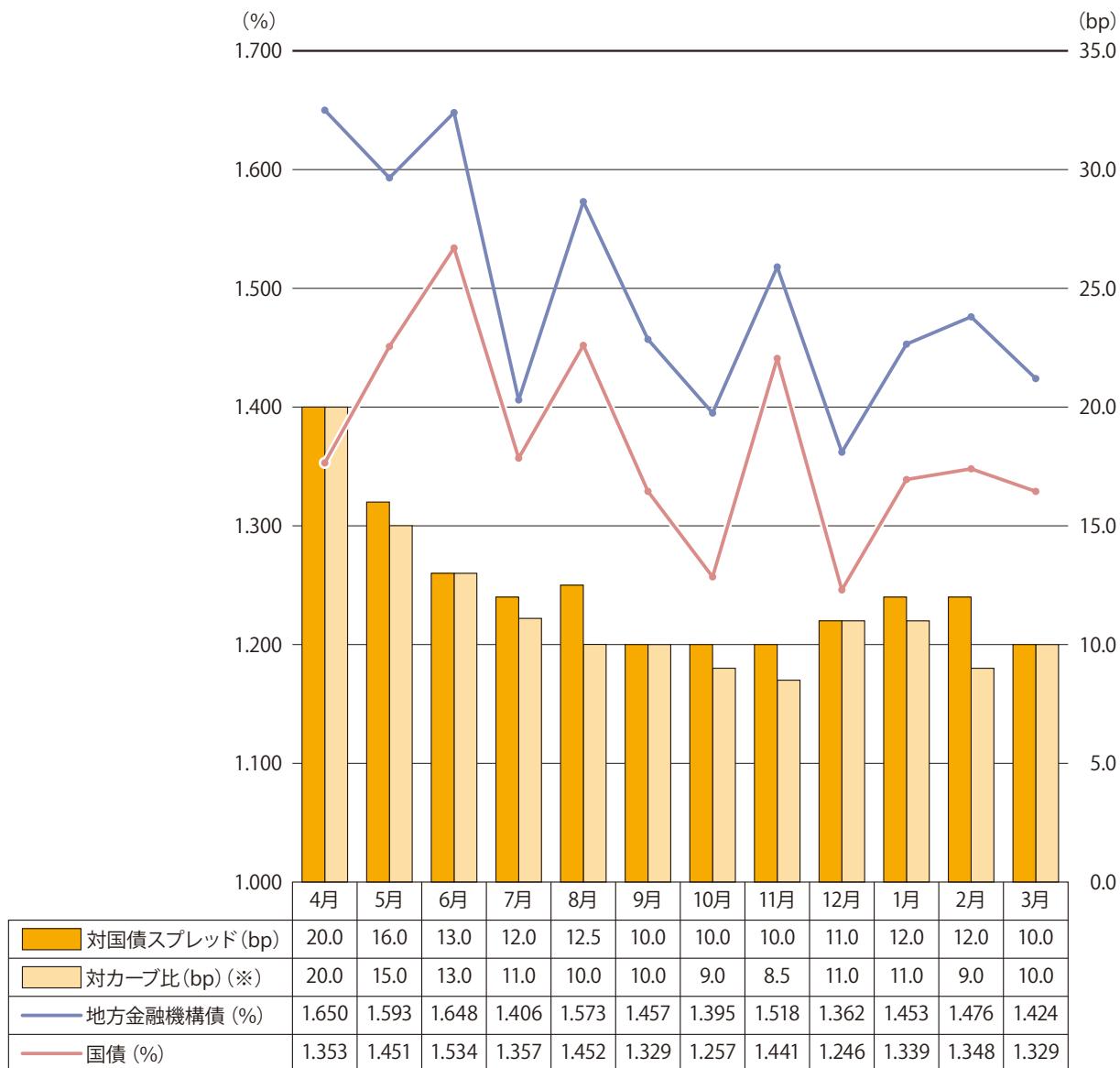
この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成 21 年度末発行残高は 18 兆 5,549 億円となっています。



<参考> FLIP の概要

- 年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機関独自の仕組み
- 債券の年限 3 年～ 30 年（ただしベンチマーク年限は除く）
- 1 回の発行額 30 億円以上
- アレンジャー（証券会社）の提案を受けて速やかに発行するかしないかを判断する

(参考) 地方金融機構債(10年債)の利回りの推移



※対カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

■ 地方公営企業等金融機構債

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	10年	第3回	300	1.650	100.00	21.4.28
	10年	第4回	300	1.593	100.00	21.5.28
	20年	第2回	350	2.290	100.00	21.4.30

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
縁故債	10年	A号第1回	600	1.73	100.00	21.4.30
	10年	A号第2回	600	1.69	100.00	21.5.26

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
政府保証国内債	10年	第7回	700	1.4	99.65	21.4.15
	10年	第8回	700	1.5	100.00	21.5.25

■ 地方公共団体金融機構債

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	10年	第1回	250	1.648	100.00	21.6.18
	10年	第2回	250	1.406	100.00	21.7.21
	10年	第3回	250	1.573	100.00	21.8.20
	10年	第4回	250	1.457	100.00	21.9.17
	10年	第5回	250	1.395	100.00	21.10.22
	10年	第6回	250	1.518	100.00	21.11.24
	10年	第7回	200	1.362	100.00	21.12.17
	10年	第8回	250	1.453	100.00	22.1.22
	10年	第9回	250	1.476	100.00	22.2.19
	10年	第10回	250	1.424	100.00	22.3.18
	20年	第1回	300	2.266	100.00	21.6.25
	20年	第2回	350	2.266	100.00	21.8.13
	20年	第3回	350	2.120	100.00	21.10.16
	20年	第4回	300	2.120	100.00	21.12.10
	20年	第5回	450	2.220	100.00	22.1.22
	20年	第6回	200	2.242	100.00	22.3.18
	8年	F1回	250	1.141	100.00	21.7.22
	18年	F2回	100	2.077	100.00	21.7.23
	16年	F3回	100	1.993	100.00	21.7.27
	21年	F4回	50	2.200	100.00	21.9.17

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	17年	F5回	70	2.016	100.00	21.9.30
	19年	F6回	50	2.138	100.00	21.9.25
	7年	F7回	60	0.960	100.00	21.10.27
	26年	F8回	40	2.317	100.00	21.10.29
	27年	F9回	40	2.327	100.00	21.10.29
	28年	F10回	40	2.332	100.00	21.10.29
	17年	F11回	40	2.049	100.00	21.10.29
	12年	F12回	30	1.682	100.00	21.10.30
	19年	F13回	60	2.160	100.00	21.10.30
	19年	F14回	70	2.186	100.00	21.11.24
	9年	F15回	250	1.259	100.00	21.12.3
	17年	F16回	100	2.042	100.00	22.1.7
	12年	F17回	40	1.625	100.00	22.1.29
	8年	F18回	260	1.139	100.00	22.2.4
	8年	F19回	110	1.141	100.00	22.3.26
	9年	F20回	100	1.280	100.00	22.3.29

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
縁故債	10年	A号第1回	300	1.53	100.00	21.7.31
	10年	A号第2回	300	1.48	100.00	21.10.30
	10年	A号第3回	400	1.44	100.00	21.11.30
	10年	A号第4回	600	1.45	100.00	22.1.29
	10年	A号第5回	600	1.45	100.00	22.2.26
	10年	A号第6回	600	1.42	100.00	22.3.23

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
政府保証国内債	10年	第1回	700	1.5	99.25	21.6.15
	10年	第2回	700	1.4	99.90	21.7.15
	10年	第3回	700	1.5	99.90	21.8.17
	10年	第4回	700	1.3	99.35	21.9.14
	10年	第5回	700	1.2	99.15	21.10.20
	10年	第6回	700	1.4	99.15	21.11.18
	10年	第7回	700	1.2	99.35	21.12.14
	10年	第8回	700	1.3	99.25	22.1.20
	10年	第9回	600	1.4	100.00	22.2.16
	10年	第10回	639.1	1.3	99.40	22.3.15

6. 平成 22 年度の資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債の発行を基本としつつ、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせて行います。平成 22 年度は、地方金融機構債を 9,000 億円(うち 10 年債を 3,600 億円、20 年債を 2,400 億円、FLIP を 2,000 億円、その他(5 年債等) 1,000 億円)、縁故債を 4,000 億円(全額 10 年債) 発行する予定です。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 22 年度は、国内債 6,500 億円、国外債 1,000 億円の計 7,500 億円を発行する予定です。

■ 地方金融機構債

債券の種類	年間発行予定額(億円)
10 年債	3,600
20 年債	2,400
FLIP	2,000
その他(5 年債等)	1,000
計	9,000

※10 年債については、原則毎月発行する予定です。

※20 年債については、年間 7 ~ 8 回程度発行する予定です。

■ 縁故債

債券の種類	年間発行予定額(億円)
10 年債	4,000

■ 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額(億円)
国内債(10 年債)	6,500
国外債	1,000
計	7,500

(注1) この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

(注2) 発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL: <http://www.jfm.go.jp/index.html>)

内部管理体制

リスク管理

1.リスク管理全般

- (1)統合的リスク管理とリスク管理体制 46
- (2)機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理 46

2.個別リスク管理

- (1)信用リスク 47
- (2)市場リスク 49
- (3)流動性リスク 51
- (4)オペレーションズリスク 52

財務報告に係る内部統制 53

内部監査 54

コンプライアンス（法令等遵守） 55

ディスクロージャー 56

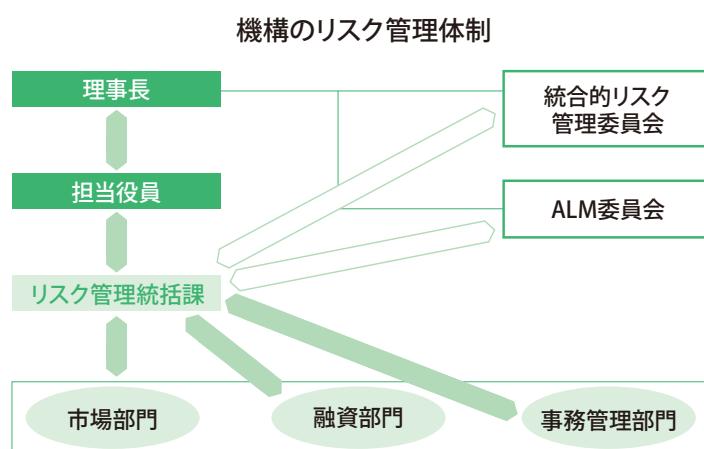
1.リスク管理全般

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

地方公共団体金融機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門から独立したリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。



(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行ってています。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用など様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2. 個別リスク管理

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことと、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっています。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

（貸付債権の状況）

機構全体の貸付残高は平成22年3月末現在で22兆302億円となっていますが、そのうち0.7%程度の1,589億円は、旧公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るもので、機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっています。

なお、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の0.3%程度となっています。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るために取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しています。

(2) 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクです。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っています。

このような貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしています。

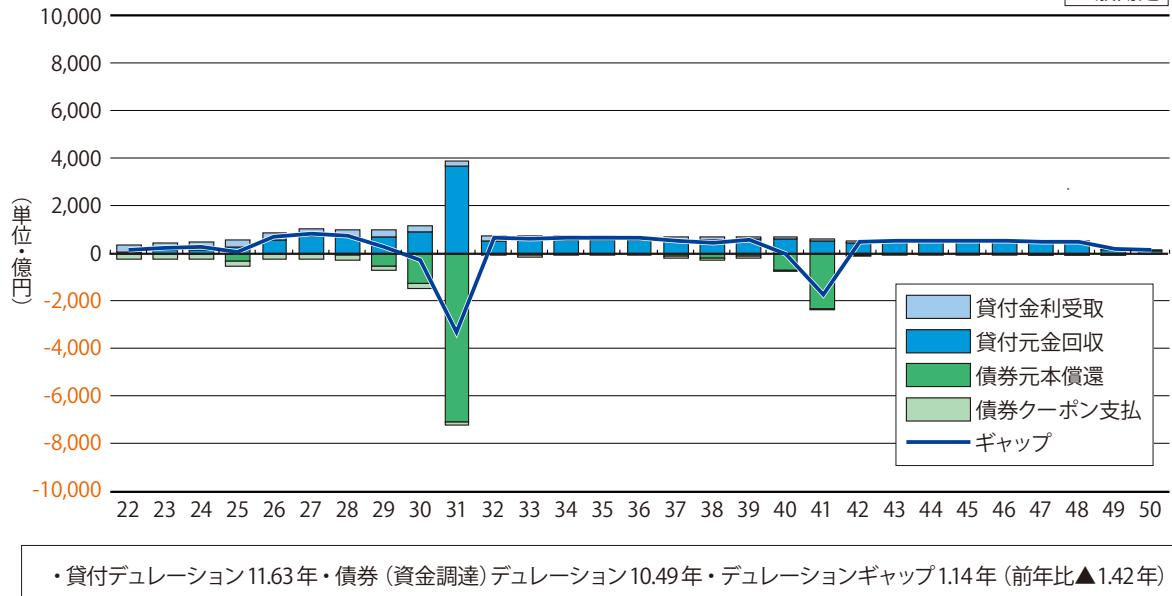
- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。平成22年3月末日現在の金利変動準備金は、一般勘定で4,400億円、管理勘定で3兆1,110億円、両勘定合計で3兆5,510億円となっています。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1)アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしています。）をおおむね20%以下、(2)デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めています。機構が業務を開始して、まだ、1年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比し小規模ではありますが、平成21年度末のアウトライヤー比率は8.6%、デュレーションギャップは1.14年であり、管理目標の範囲内となっています。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っていますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,110億円を積み立てています。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

〈参考〉

貸付金と債券のマチュリティラダー図（一般勘定）(平成21年度末現在)

マチュリティラダー【21年度末】

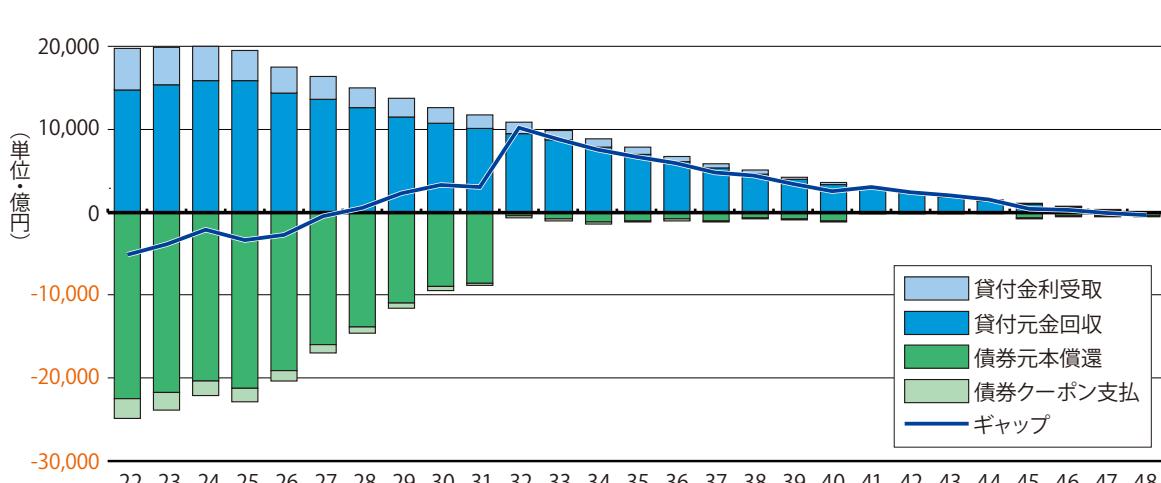
一般勘定



貸付金と債券のマチュリティラダー図（管理勘定）(平成21年度末現在)

マチュリティラダー【21年度末】

管理勘定



機構全体

・貸付デュレーション7.55年・債券（資金調達）デュレーション4.99年・デュレーションギャップ2.56年（前年比▲0.39年）

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っています。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでいます。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

(4) オペレーションアルリスク

オペレーションアルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

① 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

② システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しています。

また、機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しています。

③ その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。



機構は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「省令」という。)に基づき、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされています。また、省令に基づき、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっています。

機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施します。

なお、機構として初めて作成した平成21年度分の内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において、「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めれる」旨の監査意見（省令第32条第4項第1号に基づく無限定期正意見）を得ています。

内部管理体制

内部監査



内部監査は、各部、各課・室から独立した立場で、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資すること目的に行うものです。具体的な実施要領は、以下のとおりです。

1. 機構では、検査役が内部監査を行います。
2. 検査役が行う内部監査の内容は次のとおりです。
 - (1) 各課・室の事務処理が法令や諸規程に従い適正に行われているか
 - (2) 職務執行態勢は効率的であるか
 - (3) リスク管理態勢は適切かつ有効に機能しているか
 - (4) 情報の管理・伝達・共有態勢は有効に機能しているか
3. 検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。
4. 内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることになっています。
検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出します。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。



1. 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

2. コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

3. コンプライアンス活動

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っています。

内部管理体制 ディスクロージャー



情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保してまいります。

情報開示内容

機構は、機構法の規定に基づき、財務諸表を官報に公告するとともに、財務諸表、事業報告書、決算報告書、業務並びに資産及び債務の状況に関する説明書類（有価証券報告書と同様の書類）等を公開しています。

また、予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画についても、公表することとしています。

さらに、自主的な情報開示として、ホームページにおいて、各年度の経営計画、半期毎の債券発行計画、債券ごとの発行条件、過去5年の債券発行状況、格付情報等を掲載しています。

情報開示資料など

法令に基づく情報開示資料や自主的な情報開示資料については、機構のホームページにおいて掲載しています。

また、パンフレット、ディスクロージャー誌、Annual Report（英文）の作成も行っています。



ホームページ (<http://www.jfm.go.jp/>)



パンフレット

機構の財務状況

財務諸表

貸借対照表	58
損益計算書	59
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	60
純資産変動計算書	61
キャッシュ・フロー計算書	62
重要な会計方針	63
追加情報	66
注記事項等	66
・貸借対照表に関する注記	66
・損益計算書に関する注記	67
・キャッシュ・フロー計算書に関する注記	67
・金融商品に関する注記	68
・有価証券に関する注記	72
・デリバティブ取引に関する注記	73
・退職給付に関する注記	74
・勘定別情報（貸借対照表関係）	75
・勘定別情報（損益計算書関係）	77
附属明細書	78

参考情報

内部統制報告書	81
健全化判断比率等に基づく平成21年度末貸付残高の分類	82
平成21年度末自己査定結果	83

機構の財務状況

財務諸表

当機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

■ 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)	科目	平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,215,288	22,030,227	債券	18,978,163	18,534,475
有価証券	874,832	984,477	その他負債	19,756	17,726
現金預け金	255,591	149,264	賞与引当金	47	43
その他資産	20,051	17,159	役員賞与引当金	7	7
有形固定資産	3,010	2,948	退職給付引当金	202	210
無形固定資産	842	921	役員退職慰労引当金	51	56
			地方公共団体健全化基金	894,675	906,939
			基本地方公共団体健全化基金	892,875	901,407
			組入地方公共団体健全化基金	1,800	5,531
			特別法上の準備金等	3,423,622	3,664,927
			金利変動準備金	220,000	440,000
			公庫債権金利変動準備金	3,074,728	3,111,043
			利差補てん積立金	128,894	113,883
			負債の部合計	23,316,529	23,124,384
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	1,295	5,834
			一般勘定積立金	1,295	5,834
			評価・換算差額等	-	△1,340
			管理勘定利益積立金	35,190	39,517
			純資産の部合計	53,087	60,613
資産の部合計	23,369,616	23,184,998	負債及び純資産の部合計	23,369,616	23,184,998

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成20年度 （平成20年8月1日から 平成21年3月31日まで）	平成21年度 （平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）
	金額	金額
経常収益	291,330	558,528
資金運用収益	291,288	558,369
役務取引等収益	33	140
その他経常収益	8	18
経常費用	160,632	308,357
資金調達費用	155,235	297,347
役務取引等費用	134	271
その他業務費用	2,233	4,641
営業経費	1,203	2,365
その他経常費用	1,826	3,731
地方公共団体健全化基金組入額	1,800	3,731
その他の経常費用	26	—
経常利益	130,697	250,170
特別利益	307,872	235,010
公庫債権金利変動準備金取崩額	300,000	220,000
利差補てん積立金取崩額	7,872	15,010
特別損失	418,144	476,315
金利変動準備金繰入額	—	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	118,144	256,315
国庫納付金	300,000	—
当期純利益	20,425	8,866

■ 利益の処分に関する書類【一般勘定】

平成 20 年度（平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益	1,295
当期純利益	1,295
前期繰越欠損金	—
II 利益処分額	
積立金	1,295
	1,295

(注) 1.「地方公営企業等金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。) 第 39 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2.利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成 21 年度（平成 22 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益	4,539
当期純利益	4,539
前期繰越欠損金	—
II 利益処分額	
積立金	4,539
	4,539

(注) 1.「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。) 第 39 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2.利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

■ 利益の処分に関する書類【管理勘定】

平成 20 年度（平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益	19,129
当期純利益	19,129
前期繰越欠損金	—
II 利益処分額	
積立金	19,129
	19,129

(注) 1.法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2.利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

平成 21 年度（平成 22 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益	4,326
当期純利益	4,326
前期繰越欠損金	—
II 利益処分額	
積立金	4,326
	4,326

(注) 1.法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2.利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

■ 純資産変動計算書

平成20年度(平成20年8月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

地方公共 団体出資金	出資者資本			出資者資本 合計	管理勘定 利益積立金	純資産合計			
	一般勘定 積立金	利益剰余金							
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計						
前事業年度末残高	—	—	—	—	—	—			
当事業年度変動額									
出資金の受入	16,602	—	—	16,602	—	16,602			
公営企業金融公庫 承継資産等の受入	—	—	—	—	16,060	16,060			
当期純利益	—	1,295	1,295	1,295	19,129	20,425			
当事業年度変動額合計	16,602	1,295	1,295	17,897	35,190	53,087			
当事業年度末残高	16,602	1,295	1,295	17,897	35,190	53,087			

平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:百万円)

地方公共 団体出資金	出資者資本			出資者資本 合計	評価・換算 差額等 繰延 ヘッジ損益	管理勘定 利益積立金	純資産合計				
	一般勘定 積立金	利益剰余金									
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計								
前事業年度末残高	16,602	1,295	1,295	17,897	—	35,190	53,087				
当事業年度変動額											
当期純利益	—	4,539	4,539	4,539	—	4,326	8,866				
出資者資本以外の項目 の事業年度中の変動額	—	—	—	—	△1,340	—	△1,340				
当事業年度変動額合計	—	4,539	4,539	4,539	△1,340	4,326	7,525				
当事業年度末残高	16,602	5,834	5,834	22,436	△1,340	39,517	60,613				

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成20年度 (平成20年8月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	20,425	8,866
減価償却費	123	294
資金運用収益	△ 291,288	△ 558,369
資金調達費用	155,235	297,347
賞与引当金の減少額	△ 5	△ 4
役員賞与引当金の増減額(△は減少額)	6	△ 0
退職給付引当金の増加額	10	7
役員退職慰労引当金の増加額	26	5
地方公共団体健全化基金の増加額	1,800	3,731
金利変動準備金の増加額	—	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額	118,144	36,315
利差補てん積立金の減少額	△ 7,872	△ 15,010
貸付金の純増(△)減	243,369	185,060
債券の純増減(△)	△ 363,477	△ 447,921
資金運用による収入	289,975	557,974
資金調達による支出	△ 151,043	△ 293,491
その他	△ 40	△ 325
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,388	△ 5,520
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	2,895,550	5,536,800
有価証券の取得による支出	△ 2,422,893	△ 5,645,665
有形固定資産の取得による支出	—	△ 9
無形固定資産の取得による支出	△ 20	△ 463
投資活動によるキャッシュ・フロー	472,635	△ 109,338
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△ 300,000	—
公営競技納付金収入	—	8,576
公営競技納付金還付支出	△ 10,479	△ 44
出資金の受入による収入	16,602	—
その他	△ 16,455	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,332	8,532
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少額)	177,692	△ 106,327
VI 現金及び現金同等物の期首残高	—	255,591
VII 資産負債承継による資金増加額	77,898	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	255,591	149,264

■ 重要な会計方針

	平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

	平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還 b.ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還 及び変動利付債券の利払 c.ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b.ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c.ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理（※注）	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための公営企業健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剩余があるときは、当該剩余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剩余があるときは、当該剩余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>

	平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
10.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機関の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機関の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機関の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機関の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11.利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。
12.管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

(※注) 平成20年度は「9.公営企業健全化基金の会計処理」

■ 追加情報

平成20年度 (平成20年8月1日から) 平成21年3月31日まで	平成21年度 (平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで
—	<p>1. 金融商品に関する注記 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が平成20年3月10日付で改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財会省令第9条の2の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。</p> <p>2. 賃貸等不動産に関する注記 当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日) 及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日) を適用しております。 なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>

■ 注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 35百万円</p> <p>2. 貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 106百万円</p> <p>2. 貸付金 同左</p>

平成20年度 (平成21年3月31日)	平成21年度 (平成22年3月31日)
3. 担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公営企業等金融機関債券等18,978,163百万円の一般担保に供しております。	3. 担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機関債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	4. 特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左

【損益計算書に関する注記】

平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 1,295百万円 管理勘定 19,129百万円	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 4,539百万円 管理勘定 4,326百万円
2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 「平成20年度における地方公営企業等金融機関法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成21年総務・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)の規定に基づき、当事業年度に300,000百万円の公庫債権金利変動準備金が国に帰属したことにより、同準備金を取り崩し、同額の国庫納付を行っております。	—

【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】

平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
1.Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」について 公営企業金融公庫時の政府出資金であり、承継資産等貸借対照表のその他負債に係る支出であります。	—
2.重要な非資金取引について 平成20年10月1日、当機構は法附則第9条第1項、第10条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業金融公庫から資産及び負債を承継しております。	—

【金融商品に関する注記】

○平成20年度 該当なし

○平成21年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことと、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行なった、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るために取引ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDA

マスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのこと、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことあります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1)アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2)デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めています。

- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことあります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	△1
(3) 現金預け金	149,264	149,264	—
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287
債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引 ^{(*)1} ヘッジ会計が適用されているもの	△619	△619	—
デリバティブ取引計	△619	△619	—

(*)1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国庫短期証券 譲渡性預金	379,977 604,500	379,976 604,500	△1 —
	小計	984,477	984,476	△1
合計		984,477	984,476	△1

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	272,000	272,000	△619	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	—	※2	
合計			926,900	747,400	△619	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金 有価証券 満期保有目的のもの 預け金	1,572,195 984,477 149,264	1,581,151 — —	1,608,111 — —	1,512,186 — —	1,448,990 — —	6,166,151 — —	6,849,565 — —	1,291,874 — —

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600	209,260

【有価証券に関する注記】

○平成20年度

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
政府短期証券	193,958	193,954	△4	—	△4
国庫短期証券	411,873	411,865	△8	—	△8
合計	605,832	605,819	△12	—	△12

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

(単位：百万円)

	金額
譲渡性預金	269,000

○平成21年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成22年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	△1	—	△1
譲渡性預金	604,500	604,500	—	—	—
合計	984,477	984,476	△1	—	△1

(注) 1.国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成20年度 (平成20年8月1日から) 平成21年3月31日まで	平成21年度 (平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップであります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ及び通貨スワップについては、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引は外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には、振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還 b. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還 及び変動利付債券の利払 c. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取 <p>③ヘッジ方針</p> <p>外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引先の信用力を常時把握し、取引先を分散させております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取 <p>③ヘッジ方針</p> <p>債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行つております。ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p>

平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
<p>(4)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っています。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に役員へ報告しております。</p> <p>2.取引の時価等に関する事項についての補足説明 当機構のデリバティブ取引には、全てヘッジ会計が適用されておりまので、注記の対象から除いております。</p>	<p>(4)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っています。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>

【退職給付に関する注記】

平成20年度 (平成20年8月1日から) (平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
<p>1.採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 316百万円 年金資産の額 113百万円 退職給付引当金の額 202百万円 </p> <p>3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用の額 14百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 2百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 11百万円 </p> <p>4.退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の算定は簡便法によっております。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 363百万円 年金資産の額 153百万円 退職給付引当金の額 210百万円 </p> <p>3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用の額 16百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 3百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 12百万円 </p> <p>4.退職給付債務の計算の基礎に関する事項 同左</p>

【勘定別情報（貸借対照表関係）】(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
(資産の部)				
貸付金	1,761,614	20,268,613		22,030,227
有価証券	984,477			984,477
現金預け金	149,264			149,264
その他資産	1,290	15,869		17,159
有形固定資産	2,948			2,948
無形固定資産	921			921
一般勘定貸		841,388	△841,388	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		△592,831	
資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△1,434,219	23,184,998
(負債の部)				
債券	1,280,894	17,253,581		18,534,475
その他負債	2,712	15,013		17,726
賞与引当金	43			43
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	210			210
役員退職慰労引当金	56			56
地方公共団体健全化基金	906,939			906,939
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	5,531			5,531
管理勘定借	841,388		△841,388	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	△592,831	
特別法上の準備金等	440,000	3,224,927		3,664,927
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		3,111,043		3,111,043
利差補てん積立金		113,883		113,883
負債の部合計	3,472,251	21,086,353	△1,434,219	23,124,384
(純資産の部)				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	5,834			5,834
一般勘定積立金	5,834			5,834
評価・換算差額等	△1,340			△1,340
管理勘定利益積立金		39,517		39,517
純資産の部合計	21,096	39,517		60,613
負債及び純資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△1,434,219	23,184,998

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報（損益計算書関係）】(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	45,802	557,786	△45,060	558,528
資金運用収益	20,689	537,679		558,369
役務取引等収益	140			140
その他経常収益	18	0		18
管理勘定事務受託費	975		△975	
地方公共団体健全化基金受取利息	23,978		△23,978	
一般勘定貸受取利息		1,018	△1,018	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		19,088	△19,088	
経常費用	41,263	312,155	△45,060	308,357
資金調達費用	13,001	284,346		297,347
役務取引等費用	9	262		271
その他業務費用	2,185	2,456		4,641
営業経費	2,229	135		2,365
その他経常費用	3,731			3,731
地方公共団体健全化基金組入額	3,731			3,731
管理勘定借支払利息	1,018		△1,018	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	19,088		△19,088	
一般勘定事務委託費		975	△975	
地方公共団体健全化基金支払利息		23,978	△23,978	
経常利益	4,539	245,631		250,170
特別利益	220,000	235,010	△220,000	235,010
管理勘定繰入金	220,000		△220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		15,010		15,010
特別損失	220,000	476,315	△220,000	476,315
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		256,315		256,315
一般勘定繰出金		220,000	△220,000	
当期純利益	4,539	4,326		8,866

■附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	551	4	—	555	65	43	489
土地	2,403	—	—	2,403	—	—	2,403
その他の有形固定資産	91	5	—	96	40	27	55
有形固定資産計	3,045	9	—	3,055	106	71	2,948
無形固定資産							
ソフトウェア	910	309	—	1,219	311	223	907
その他の無形固定資産	20	13	20	13	—	—	13
無形固定資産計	931	322	20	1,233	311	223	921

2【地方公共団体金融機関債券等明細書】

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第10回地方公共団体金融機関債券	平成21年6月15日 ～平成22年3月15日	—	680,402	1.2 ～1.5	10年
非政府保証公募債 第1回～第10回地方公共団体金融機関債券	平成21年6月18日 ～平成22年3月18日	—	245,000	1.362 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第6回地方公共団体金融機関債券	平成21年6月25日 ～平成22年3月18日	—	195,000	2.120 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F20回地方公共団体金融機関債券	平成21年7月22日 ～平成22年3月29日	—	186,000	0.960 ～2.332	7年 ～28年
縁故債 A号第1回～第6回地方公共団体金融機関債券	平成21年7月31日 ～平成22年3月23日	—	280,000	1.42 ～1.53	10年
地方公共団体金融機関債券小計	—	—	1,586,402	—	—
政府保証債（国内債） 4年第1回地方公営企業等金融機関債券	平成21年2月27日	299,827	299,872	0.7	4年
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機関債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	420,057	560,087	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機関債券	平成21年2月24日	29,991	29,993	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機関債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	79,952	139,957	1.59 ～1.77	10年

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機関債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	49,940	84,943	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機関債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	—	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機関債券小計	—	879,769	1,234,854	—	—
政府保証債(国内債) 第775回～第886回公営企業債券	平成11年4月28日 ～平成20年6月19日	10,999,234	9,220,051 (1,666,200)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,615	184,637	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円 公営企業債券	平成11年5月7日 ～平成20年6月25日	1,125,217	1,043,458 (119,500) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～6.000	10年 ～20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,950	129,963	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,743	1,279,786	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,587	569,611	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,842	189,848	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	1.248 ～1.408	10年
非政府保証公募債 定期償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	47,830	45,660 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	1.894	10年
縁故債 い号第52回～特別第1号第31回公営企業債券	平成11年7月30日 ～平成20年7月31日	3,492,373	2,970,200 (456,500)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	—	18,098,393	15,713,218 (2,244,370)	—	—
合 計	—	18,978,163	18,534,475 (2,244,370)	—	—

- (注)1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機関債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債(外債) 第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額であります。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

3【引当金明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	47	43	47	—	43
役員賞与引当金	7	7	7	—	7
退職給付引当金	202	7	—	—	210
役員退職慰労引当金	51	5	—	—	56

4【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
		うち 繰入額等	うち 繰出額			
金利変動準備金	220,000	220,000	220,000	—	—	440,000
公庫債権 金利変動準備金	3,074,728	256,315	256,315	220,000	220,000	3,111,043
合計	3,294,728	476,315	476,315	220,000	220,000	3,551,043

5【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体 健全化基金	892,875	8,576	—	—	44	901,407
組入地方公共団体 健全化基金	1,800	—	3,731	—	—	5,531
合計	894,675	8,576	3,731	—	44	906,939

- (注) 1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。
- 2.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項の規定に基づく還付に係る金額であります。
- 3.「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第5項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

機構の財務状況

参考情報

■内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第1項及び第28条
【作成日】	平成22年5月31日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 渡邊 雄司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長渡邊雄司は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成22年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以 上

■健全化判断比率等に基づく平成21年度末貸付残高の分類

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率等(平成20年度決算ベース)に基づき、平成21年度末貸付残高を分類。

※「団体数」及び「事業主体数」欄の()は、平成19年度決算ベース。

※計は四捨五入により一致しない場合がある。

1【地方公共団体(都道府県・市区町村)の健全化判断比率による貸付残高の分類】

(単位：百万円)

	21年度末貸付先		20年度		21年度		増減	
	団体数	割合	貸付残高	割合	貸付残高	割合	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	1 (3)	0.06%	5,112	0.02%	2,112	0.01%	△2,999	△0.01%
早期健全化基準該当団体	21 (40)	1.18%	259,823	1.21%	68,340	0.32%	△191,483	△0.89%
健全団体	1,760 (1,787)	98.77%	21,121,394	98.76%	21,173,101	99.67%	51,707	0.91%
計	1,782 (1,830)		21,386,329		21,243,553		△142,776	

(注) 1.団体数とは、都道府県・市区町村数であり、一部事務組合・企業団及び公社は含まない。

2.都道府県・市区町村の残高に一部事務組合(207)627,758百万円、道路公社(38)158,916百万円、未収利息16,653百万円を加えると、平成21年度末自己査定結果総計22,046,881百万円となる。

3.「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか1つ以上が財政再生基準以上の団体である。

4.「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか1つ以上が早期健全化基準以上の団体である。

5.「健全団体」とは、地方公共団体の平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の、いずれも早期健全化基準未満の団体である。

2【公営企業の資金不足比率による貸付残高の分類】

(単位：百万円)

	全事業(18事業延べ)							
	21年度末貸付先		20年度		21年度		増減	
	事業主体数	割合	貸付残高	割合	貸付残高	割合	貸付残高	割合
経営健全化基準該当企業	27 (82)	0.54%	317,726	1.94%	177,599	1.10%	△140,127	△0.84%
健全企業	4,928 (4,964)	99.46%	16,088,271	98.06%	15,961,216	98.90%	△127,055	0.84%
計	4,955 (5,046)		16,405,997		16,138,815		△267,182	

(注) 1.事業主体数とは、各事業を所管する地方公共団体及び一部事務組合・企業団の合計数である。

2.全事業の残高に一般会計債5,732,496百万円、道路公社(38)158,916百万円、未収利息16,653百万円を加えると、平成21年度末自己査定結果総計22,046,881百万円となる。

3.経営健全化基準該当企業の事業主体数は、平成20年度決算に基づく経営健全化基準(資金不足比率20%)以上の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。

4.健全企業の事業主体数は、平成20年度決算に基づく経営健全化基準(資金不足比率20%)未満の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。

■ 平成 21 年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		
破綻懸念先 0	危険債権 0	延滞債権 0
0 ----- 要注意先 13,646 (0.06%)	要管理債権 0	3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
正常先 145,382 (0.66%)	正常債権 22,046,881 (100%)	
非区分 (地方公共団体) 21,887,853 (99.28%)		
総計 22,046,881	総計 22,046,881	総計 0

(注1) 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である(金額は平成 21 年度末)。

(注2) ()内の数値は、総計に対する構成比である。

参考資料・機構データ

参考資料

代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成 21 年度）	86
平成 21 年度地方債計画資金区分（改定後）	88
平成 21 年度事業別貸付計画（改定後）	90
平成 21 年度事業別貸付状況	92
平成 21 年度団体種別貸付状況	93
平成 21 年度貸付金回収状況	94
平成 21 年度末事業別長期貸付残高	95
平成 21 年度末都道府県別長期貸付残高	96
平成 22 年度同意（許可）債貸付条件一覧	100
平成 22 年度経営計画	102
平成 22 年度地方債計画	109

機構データ

沿革	111
組織図	112
役員・所在地	113

参考資料

代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成21年度）

■ 代表者会議の開催実績

回 数	年 月 日	概 要
第6回	平成21年4月21日	<ul style="list-style-type: none">・定款の変更・会議規則の変更・業務方法書の変更・役員（非常勤）の報酬の改定
第7回	平成21年6月29日	<ul style="list-style-type: none">・平成21年度地方公共団体金融機構補正予算等（第1号）・平成20年度地方公営企業等金融機構決算・会計監査人の選任
第8回	平成22年2月16日	<ul style="list-style-type: none">・平成22年度事業計画、資金計画、予算、収支に関する中期的な計画
第9回	平成22年3月23日	<ul style="list-style-type: none">・役員の任命同意

■ 経営審議委員会の開催実績

回 数	年 月 日	概 要
第5回	平成21年4月10日	<ul style="list-style-type: none">・会議規則の変更・業務方法書の変更・地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更
第6回	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none">・平成21年度地方公共団体金融機構補正予算等（第1号）・平成20年度地方公営企業等金融機構決算
第7回	平成22年2月10日	<ul style="list-style-type: none">・平成22年度事業計画、予算

参考資料

平成21年度地方債計画資金区分(改定後)

(単位:億円)

項目	平成21年度地方債計画				
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	国の予算 等貸付金	民間等資金
一 一般会計債					
1. 一般公共事業	24,113	10,940			13,173
2. 公営住宅建設事業	1,532	663	258		611
3. 災害復旧事業	372	372			
4. 教育・福祉施設等整備事業	6,388	3,540			2,848
(1) 学校教育施設等	2,313	1,300			1,013
(2) 社会福祉施設	252	178			74
(3) 一般廃棄物処理	1,153	1,045			108
(4) 一般補助施設等	1,970	1,017			953
(5) 施設(一般財源化分)	700				700
5. 一般単独事業	24,564	442	5,025		19,097
(1) 一般	4,696	10	134		4,552
(2) 地域活性化	683		209		474
(3) 防災対策	972		301		671
(4) 合併特例	9,500		2,336		7,164
(5) 地方道路等	8,713	432	2,045		6,236
6. 辺地及び過疎対策事業	3,256	3,256			
(1) 辺地対策	499	499			
(2) 過疎対策	2,757	2,757			
7. 公共用地先行取得等事業	487				487
8. 行政改革推進	3,200				3,200
9. 調整	100				100
計	64,012	19,213	5,283		39,516

(単位：億円)

項目	平成21年度地方債計画				
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	国の予算 等貸付金	民間等資金
二 公営企業債					
1. 水道事業	3,594	1,807	1,576		211
2. 工業用水道事業	292	82	144		66
3. 交通事業	2,500	524	816		1,160
4. 電気事業・ガス事業	36	22	14		
5. 港湾整備事業	555	216	53		286
6. 病院事業・介護サービス事業	2,394	907	735		752
7. 市場事業・と畜場事業	128	74	50		4
8. 地域開発事業	1,339				1,339
9. 下水道事業	13,678	4,349	5,142		4,187
10. 観光その他事業	130		17		113
計	24,646	7,981	8,547		8,118
合 計	88,658	27,194	13,830		47,634
三 公営企業借換債					
四 臨時財政対策債	51,486	15,446	5,000		31,040
五 退職手当債	5,700				5,700
六 国の予算等貸付金債	(1,825)			(1,825)	
総 計	(1,825) 145,844	42,640	18,830	(1,825)	84,374

参考資料

平成21年度事業別貸付計画(改定後)

(単位:億円)

事業等名	区分	平成21年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度 への繰越 予定額	参考 平成20年度 貸付計画額 (公庫+機関)
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	258	2	256	258	256	272
	一般事業	134	1	133	134	133	136
	地域活性化事業	209	2	—	2	207	—
	防災対策事業	301	3	—	3	298	—
	合併特例事業	2,336	23	—	23	2,313	—
	地方道路等整備事業	2,045	20	2,358	2,378	2,025	2,441
計		5,283	51	2,747	2,798	5,232	2,849
臨時財政対策債		5,000	3,000	—	3,000	2,000	—
(一般会計債等分計)		10,283	3,051	2,747	5,798	7,232	2,849
公営企業債	水道事業(上水道)	1,408	563	919	1,482	845	1,562
	(簡易水道)	168	67	110	177	101	186
	交通事業(一般交通)	67	27	32	59	40	56
	(都市高速鉄道)	749	300	491	791	449	836
	病院事業	733	293	434	727	440	654
	下水道事業	5,142	2,056	2,924	4,980	3,086	4,916
	工業用水道事業	144	58	84	142	86	150
	電気事業(水力発電を除く)	5	2	5	7	3	9
	(水力発電)	2	1	0	1	1	0
	ガス事業	7	3	4	7	4	8
	介護サービス事業	2	1	6	7	1	9
	市場事業	47	19	20	39	28	27
	と畜場事業	3	1	1	2	2	2
	駐車場事業	2	1	3	4	1	10
	有料道路事業	—	—	—	—	—	1
(小計)		8,479	3,392	5,033	8,425	5,087	8,426

(単位：億円)

事業等名	区分	平成21年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度 への繰越 予定額	参考 平成20年度 貸付計画額 (公庫+機構)
			当年度分	過年度分	合計		
公営企業債	港湾整備事業	53	21	37	58	32	62
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	15	6	3	9	9	10
	地域開発事業	—	—	—	—	—	5
	(小計)	68	27	40	67	41	77
	計	8,547	3,419	5,073	8,492	5,128	8,503
	公営企業借換債	—	—	—	—	—	2,000
	合計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,352
	地方公社	—	—	—	—	—	30
	総計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,382

(注1)事業等は、平成21年度地方債計画に基づき区分した。

(注2)当年度分の貸付計画額は、一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の60%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額をそれぞれ計上した。

(注3)過年度分は、前年度からの繰越分であり、一般会計債については前年度地方債計画額の99%相当額、公営企業債については前年度地方債計画額の60%相当額をそれぞれ計上した。

(注4)地方債計画改定に伴う増額分については、公営企業債増額分の40%相当額（135億円）を当年度分に計上した。

参考資料

平成21年度事業別貸付状況

	事 業 名	貸付額(百万円)	増減率 (%)	構 成 比 (%)	貸付件数(件)
一般会計債	○公営住宅事業	16,376	△ 1.0	1.3	91
	○一般事業	15,305	105.6	1.2	109
	○地域活性化事業	64	皆増	0.0	2
	○防災対策事業	97	皆増	0.0	11
	○合併特例事業	11,440	皆増	0.9	26
	○地方道路等整備事業	114,980	△ 15.4	8.9	1,030
	(小 計)	158,262	△ 1.0	12.3	1,269
○臨時財政対策債		448,795	皆増	34.8	397
公営企業債	○上水道事業	139,311	4.3	10.8	1,061
	○簡易水道事業	15,833	△ 8.9	1.2	366
	○一般交通事業	5,183	138.4	0.4	27
	○都市高速鉄道事業	45,964	△ 5.8	3.6	22
	○病院事業	53,296	△ 22.0	4.1	291
	○下水道事業	406,610	△ 11.3	31.5	3,913
	○工業用水道事業	7,706	△ 35.8	0.6	57
	○電気事業	703	69.8	0.1	7
	○ガス事業	1,040	18.5	0.1	17
	港湾整備事業	4,090	9.4	0.3	61
	○介護サービス事業	198	△ 87.7	0.0	6
	○市場事業	1,578	127.4	0.1	30
	○と畜場事業	59	28.3	0.0	5
	観光施設事業	70	△ 16.7	0.0	3
	○駐車場事業	1,613	18.3	0.1	1
	産業廃棄物処理事業	353	301.1	0.0	2
(小 計)		683,607	△ 8.8	52.9	5,869
計		1,290,664	41.9	100.0	7,535

(注1) ○印は、特別利率（臨時特別利率を含む）適用事業です。

(注2) 一般事業には平成20年度同意（許可）分の臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に係る貸付けを含みます。

(注3) 地方道路等整備事業には平成18～20年度同意（許可）分の臨時地方道整備事業に係る貸付けを含みます。

(注4) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成21年度団体種別貸付状況

区分	平成21年度貸付額	
	金額(百万円)	構成比(%)
都道府県	383,831	29.7
政令指定都市	211,234	16.4
市・特別区	589,230	45.7
町村	83,768	6.5
企業団・組合等	22,601	1.7
計	1,290,664	100.0

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成21年度貸付金回収状況

区分	元 金		利 息	
	件 数(件)	金 額(百万円)	件 数(件)	金 額(百万円)
長期貸付 定期償還	一般貸付	373,142	1,445,166	450,342
	公社貸付	1,182	18,012	1,239
	計	374,324	1,463,178	451,581
長期貸付 繰上償還	一般貸付	242	10,042	242
	公社貸付	19	2,505	19
	計	261	12,547	261
計	374,585	1,475,725	451,842	553,717
同意(許可)前貸付償還	—	—	—	—
短期貸付償還	—	—	—	—

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成21年度末事業別長期貸付残高

	事業名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公営住宅	5,312	616,914	2.8
	臨時地方道整備	31,439	4,324,601	19.6
	臨時河川等整備	3,690	237,816	1.1
	臨時高等学校整備	467	85,753	0.4
	一般	4	6,840	0.0
	地域活性化	2	64	0.0
	防災対策	11	98	0.0
	合併特例	26	11,440	0.1
	地方道路等整備	4	176	0.0
	臨時財政対策債	397	448,795	2.0
	(小計)	41,352	5,732,496	26.0
公営企業債	上水道	46,639	4,069,874	18.5
	簡易水道	5,556	166,454	0.8
	工業用水道	2,589	262,227	1.2
	一般交通	187	24,575	0.1
	都市高速鉄道	840	1,438,433	6.5
	電気	785	67,044	0.3
	ガス	296	42,251	0.2
	港湾整備	1,216	106,689	0.5
	病院	2,336	561,216	2.5
	介護サービス	311	25,132	0.1
	市場	465	89,541	0.4
	と畜場	53	6,413	0.0
	観光施設	77	7,927	0.0
	産業廃棄物処理	20	10,935	0.0
	駐車場	511	91,941	0.4
	地域開発(注1)	84	48,938	0.2
	下水道	120,844	9,119,223	41.4
	(小計)	182,809	16,138,815	73.3
地方道路公社	有料道路(公社)	571	158,916	0.7
	合計	224,732	22,030,227	100.0

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地（これらと関連を有する施設の用地を含む。）の造成事業その他土地地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成21年度末都道府県別長期貸付残高

(単位:件、百万円、%)

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	252	129,406	5,044	808,484	7,698	220,844
青森県	217	51,733	1,836	231,410	1,300	41,450
岩手県	230	79,383	2,513	241,888	754	30,346
宮城県	359	110,105	3,966	382,035	2,301	64,942
秋田県	227	45,691	4,463	206,375	1,190	18,541
山形県	278	66,320	2,584	206,156	1,869	38,953
福島県	303	56,883	3,395	271,473	2,875	66,587
茨城県	467	128,112	5,754	314,684	1,192	34,299
栃木県	171	54,850	3,077	229,133	884	26,421
群馬県	293	78,351	3,500	198,663	1,662	37,285
埼玉県	217	235,097	5,087	469,149	1,499	39,055
千葉県	444	161,742	4,141	453,855	749	19,443
東京都	139	234,533	1,689	205,307	228	6,363
神奈川県	242	166,098	2,435	968,258	810	26,318
新潟県	259	59,465	8,072	487,031	820	20,217
富山県	301	64,040	3,396	216,337	431	23,753
石川県	193	43,301	2,551	238,834	1,191	51,782
福井県	284	70,286	1,953	112,657	930	20,278
山梨県	148	58,572	3,042	123,962	1,049	18,252
長野県	237	68,188	4,272	351,201	2,996	88,764
岐阜県	171	64,430	4,155	246,422	1,115	34,772
静岡県	368	106,941	4,477	408,060	522	17,361
愛知県	329	212,572	4,781	790,186	997	27,054
三重県	440	97,586	3,652	241,388	944	26,362

(単位：件、百万円、%)

企 業 団 等		道 路 公 社		合 計		構成比
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
337	28,114			13,331	1,186,849	5.4
112	15,247	3	60	3,468	339,900	1.5
72	4,305			3,569	355,922	1.6
93	11,776	19	2,950	6,738	571,808	2.6
6	80			5,886	270,687	1.2
116	2,713	10	162	4,857	314,303	1.4
184	25,403	3	371	6,760	420,717	1.9
191	20,204	4	1,050	7,608	498,350	2.3
3	3,895	19	1,521	4,154	315,820	1.4
40	7,358			5,495	321,657	1.5
222	20,310	16	2,580	7,041	766,192	3.5
397	59,634	15	3,582	5,746	698,257	3.2
18	15,443			2,074	461,646	2.1
78	139,230	5	1,655	3,570	1,301,559	5.9
137	15,892			9,288	582,605	2.6
115	11,239	23	1,422	4,266	316,790	1.4
11	1,618	10	1,272	3,956	336,807	1.5
80	5,316	2	21	3,249	208,559	0.9
144	6,923	2	455	4,385	208,163	0.9
178	12,920	28	3,386	7,711	524,457	2.4
1	29	8	623	5,450	346,275	1.6
81	13,741	25	2,087	5,473	548,189	2.5
135	9,371	59	48,424	6,301	1,087,608	4.9
27	3,355	7	127	5,070	368,817	1.7

(単位：件、百万円、%)

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀県	226	65,142	3,908	233,771	506	12,577
京都府	218	62,759	3,035	470,821	879	23,978
大阪府	381	194,700	4,526	1,343,603	696	19,888
兵庫県	331	202,949	7,033	865,570	1,584	71,649
奈良県	252	92,907	2,116	126,244	1,593	39,668
和歌山県	124	26,909	1,305	130,344	956	37,458
鳥取県	180	27,368	1,298	96,537	1,787	47,842
島根県	216	56,832	2,091	186,449	477	21,233
岡山県	334	145,922	4,484	409,386	1,210	33,899
広島県	404	124,674	4,182	578,352	873	29,483
山口県	450	88,828	4,092	203,062	477	11,826
徳島県	218	52,551	1,160	87,259	695	22,315
香川県	250	42,131	2,051	100,665	769	18,490
愛媛県	150	28,247	2,208	193,039	540	16,859
高知県	145	25,619	1,226	122,514	535	14,988
福岡県	131	83,585	4,027	872,980	1,497	67,402
佐賀県	34	16,111	1,428	123,130	518	24,176
長崎県	154	33,686	2,435	208,942	523	16,374
熊本県	203	33,145	2,773	238,030	1,333	37,195
大分県	130	42,049	2,068	142,708	132	3,745
宮崎県	197	46,067	2,000	166,695	681	20,759
鹿児島県	168	73,631	2,284	175,217	728	16,634
沖縄県	231	67,344	1,237	68,454	734	12,118
合計	11,696	4,076,840	152,802	15,546,719	55,729	1,619,994

(注1) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(注2) 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(107件、30,796,576,305円)を含んでいます。

(単位：件、百万円、%)

企 業 団 等		道 路 公 社		合 計		構成比
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
74	4,463	10	1,198	4,724	317,150	1.4
5	3,541	17	2,266	4,154	563,365	2.6
33	1,630	77	24,310	5,713	1,584,130	7.2
266	73,054	89	17,948	9,303	1,231,170	5.6
2	246	7	4,426	3,970	263,491	1.2
14	2,191	2	10	2,401	196,913	0.9
22	992			3,287	172,738	0.8
41	2,287			2,825	266,800	1.2
106	30,426			6,134	619,633	2.8
2	990	18	10,422	5,479	743,921	3.4
144	12,360	4	543	5,167	316,620	1.4
3	187			2,076	162,311	0.7
6	427			3,076	161,713	0.7
13	853			2,911	238,998	1.1
4	12,691	7	324	1,917	176,135	0.8
218	25,160	36	20,870	5,909	1,069,997	4.9
112	14,316	2	103	2,094	177,836	0.8
19	1,882	15	1,769	3,146	262,653	1.2
31	2,787	11	336	4,351	311,493	1.4
		11	1,570	2,341	190,071	0.9
3	184			2,881	233,704	1.1
4	1,093	7	1,074	3,191	267,649	1.2
34	1,882			2,236	149,798	0.7
3,934	627,758	571	158,916	224,732	22,030,227	100.0

参考資料

平成22年度同意(許可)債貸付条件一覧

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						
		固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法	
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間			
一般貸付	一般会計債	公営住宅	年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5	特別利率	
		社会福祉施設整備	20	3	20	3	半年賦・元利均等償還	
		河川等分	20	5	20	5		
		臨時高等学校改築等分						
		地域活性化	30	5	30	5		
		防災対策						
		地方道路等整備	20	5	20	5		
		合併特例	30	5	30	5		
		都道府県・政令市	-	-	30	3		
		市町村			20	3		
一般貸付	公営企業債	水道	上水道	30	5	30	臨時特別利率	
		簡易水道						
		交通	バス	5	1	-		
		一般交通	電車	13	3	13		
		車庫・営業所	20	5	30	5		
		連絡船	15	3	15	3		
		高速鉄道	30	5	30	5		
		病院	病院・診療所・看護師宿舎 職員宿舎	30	5	30		
		その他	その他	10	2	-		
		下水道	下水道	30	5	30		

半年賦・元利均等償還

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件					
		固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間		
一般貸付	公営企業債	工業用水道		年以内 30	年以内 5	年以内 30	年以内 5
		電気	廃棄物発電	15	3	18	3
			ごみ固体燃料発電			20	
			風力発電			15	
			水力発電	30	5	30	5
		ガス		25	5	25	5
		港湾整備	埋立	20	5	30	5
			上屋・倉庫・貯木場	20	3	25	3
			荷役機械・引船	15	3	15	3
		介護サービス	介護老人福祉施設等	20	3	30	5
			介護老人保健施設・訪問看護ステーション	30	5	30	5
		市場		25	5	25	5
		と畜場		20	5	20	5
		観光施設	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3
			上記以外の施設	10	3	—	—
		駐車場		20	3	20	3
		産業廃棄物処理		10	3	—	—
	同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて		原則として長期貸付に振り替える日		—	基準利率
	短期貸付			3ヶ月以内において必要な期間		—	

(注) 利率見直しは10年ごとの見直し。

I. 平成 22 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成 22 年度貸付計画の概要

平成 22 年度地方債計画における機構資金の計上額（21,590 億円）等を踏まえ、19,331 億円を計上。（対前年度比 5,176 億円、36.6% の増。）（詳細は別表のとおり。）

3. 貸付条件

上記の貸付計画を踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 22 年度においては、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施する。

■ 平成 22 年度事業別貸付計画

別表
(単位:億円)

事業等名	区分	平成 22 年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度 への繰越 予定額	参考 平成 21 年度 貸付計画額 (当初)
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	207	2	191	193	184	258
	社会福祉施設整備事業	142	1	—	1	127	—
	一般事業	236	2	99	101	210	134
	地域活性化事業	143	1	155	156	128	2
	防災対策事業	248	2	222	224	221	3
	合併特例事業	1,956	18	1,725	1,743	1,743	23
	地方道路等整備事業	2,049	19	1,509	1,528	1,825	2,378
計		4,981	45	3,901	3,946	4,438	2,798
臨時財政対策債		8,260	5,782	2,105	7,887	2,478	3,000
(一般会計債等分計)		13,241	5,827	6,006	11,833	6,916	5,798
公営企業債	水道事業(上水道)	1,300	468	708	1,176	702	1,461
	(簡易水道)	155	56	85	141	83	174
	交通事業(一般交通)	80	29	33	62	43	58
	(都市高速鉄道)	891	321	376	697	481	781
	病院事業	827	298	369	667	446	718
	下水道事業	4,240	1,524	2,588	4,112	2,292	4,893
	工業用水道事業	143	52	72	124	77	140
	電気事業(水力発電を除く)	27	10	3	13	14	7
	(水力発電)	4	2	1	3	2	1
	ガス事業	30	11	4	15	16	7
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	7
	市場事業	283	102	23	125	153	38
	と畜場事業	19	7	2	9	10	2
	駐車場事業	1	0	1	1	1	4
	(小計)	8,002	2,881	4,266	7,147	4,321	8,291
港湾整備事業	港湾整備事業	43	16	27	43	23	57
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	1	7	8	2	9
	(小計)	47	17	34	51	25	66
	計	8,049	2,898	4,300	7,198	4,346	8,357
	公営企業借換債	300	300	—	300	—	—
合計		21,590	9,025	10,306	19,331	11,262	14,155

(注1) 事業等は、平成 22 年度地方債計画に基づき区分した。

(注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として以下のとおり算定した。

・当年度分

一般会計債については地方債計画額の 1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の 70%相当額、公営企業債については地方債計画額の 40%相当額を基礎として、過去の貸付実績等を勘案し計上した。公営企業借換債については、地方債計画額の全額を計上した。

・過年度分

平成 22 年度に貸付けが見込まれる前年度からの繰越分を計上した。

II . 平成 22 年度の債券発行について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 平成 22 年度債券発行計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせて行うこととし、平成 22 年度においては、別添のとおり政府保証のない公募機構債を 9,000 億円、縁故債を 4,000 億円発行する予定。
- (2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 22 年度においては、7,500 億円（うち外債 1,000 億円）を発行する予定。

3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

② 債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行う。

③ 多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培ったJFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成22年3月及び9月に、上半期及び下半期の債券発行計画の公表を実施する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

■ 平成22年度債券発行計画

1. 地方金融機構債（非政府保証公募債）

債券の種類	年間発行予定額
10年債	3,600億円程度
20年債	2,400億円程度
5年債・FLIP・その他	3,000億円程度
計	9,000億円

※貸付状況、市場環境等により変更することがある。

2. 縁故債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	4,000億円

※地方公務員共済組合連合会による引受。

3. 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
国内債（10年債）	6,500億円
国外債	1,000億円
計	7,500億円

※国の平成22年度予算案の成立が前提。

III . 平成 22 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

①機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

②このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

IV. 平成 22 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために、機構職員が地方公共団体に直接出向くJFMキャラバン等を通じて地方公共団体等のニーズを十分に把握しながら、「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の3分野にわたり必要な支援を実施する。

なお、平成 23 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 22 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」の時期と位置付け、事業を展開する。

2. 平成 22 年度における具体的な事業展開について

平成 23 年度以降の本格的な展開に向け、平成 22 年度中に地方支援業務の具体的な実施計画を策定する。

「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の3分野における具体的な平成 22 年度実施予定事業は以下のとおり。

(1) 「調査研究・情報提供」分野

地方債の継続的な分析及び定点観測を実施するため、国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）等の実態に関する分析や、諸外国（米・英・仏・独・スウェーデン）の地方債に係る制度・運用（地方債市場に係るものも含む）について調査・とりまとめ等を行い、その成果を地方公共団体に対し情報提供するほか、引き続き地方公営企業に関する調査研究の成果について情報提供する。

(2) 「人材育成」分野

地方自治関係団体が地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成 20 年度より実施しているOJT研修を引き続き実施するとともに、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図るため、地方公共団体の職員向けに新たな実務研修を実施する。

(3) 「資金調達に係る実務支援」分野

住民参加型市場公募地方債について、新規発行や新たな取組みを行う地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣や助成を行うとともに、地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同IRを実施するなど、個別の地方公共団体の資金調達について、具体的な実務支援を行う。

V. 平成 22 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、漸次、組織・体制の充実強化を図っていく。

2. 平成 22 年度における組織・体制の充実強化

- (1) 地方支援業務の企画及び実施体制を強化するため、経営企画部の「調査室」を改組し、新たに地方支援業務を専任する「地方支援課」を設ける。
- (2) 機構におけるリスク管理及びシステム管理の高度化等に統合的かつ的確に対応するため、経営企画部の「リスク管理統括室」を「リスク管理統括課」に拡充する。
- (3) 貸付対象の拡大に伴う貸付審査の充実、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応及び財務報告に係る内部統制の強化への対応等の観点から、民間金融機関等から的人材の積極的な登用に努めるとともに、地方三団体等とも調整し、その協力を得ながら、必要な職員確保を図る。

参考資料

平成22年度地方債計画

(単位: 億円、%)

項目	平成22年度 計画額(A)	平成21年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1. 一般公共事業	14,985	18,186	△ 3,201	△ 17.6
2. 公営住宅建設事業	1,283	1,532	△ 249	△ 16.3
3. 災害復旧事業	321	372	△ 51	△ 13.7
4. 教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	△ 912	△ 15.3
(1) 学校教育施設等	1,622	1,923	△ 301	△ 15.7
(2) 社会福祉施設	249	291	△ 42	△ 14.4
(3) 一般廃棄物処理	1,054	1,243	△ 189	△ 15.2
(4) 一般補助施設等	1,537	1,817	△ 280	△ 15.4
(5) 施設(一般財源化分)	600	700	△ 100	△ 14.3
5. 一般単独事業	23,251	27,057	△ 3,806	△ 14.1
(1) 一般	4,791	5,328	△ 537	△ 10.1
(2) 地域活性化	600	844	△ 244	△ 28.9
(3) 防災対策	1,039	1,222	△ 183	△ 15.0
(4) 地方道路等	8,621	10,163	△ 1,542	△ 15.2
(5) 旧合併特例	8,200	9,500	△ 1,300	△ 13.7
6. 辺地及び過疎対策事業	3,133	3,116	△ 17	0.5
(1) 辺地対策	433	478	△ 45	△ 9.4
(2) 過疎対策	2,700	2,638	△ 62	2.4
7. 公共用地先行取得等事業	516	607	△ 91	△ 15.0
8. 行政改革推進	3,200	3,200	△ 0	0.0
9. 調整	200	100	△ 100	100.0
計	51,951	60,144	△ 8,193	△ 13.6
二 公営企業債				
1. 水道事業	3,535	3,570	△ 35	△ 1.0
2. 工業用水道事業	233	289	△ 56	△ 19.4
3. 交通事業	2,698	2,564	△ 134	5.2
4. 電気事業・ガス事業	61	36	△ 25	69.4
5. 港湾整備事業	515	550	△ 35	△ 6.4
6. 病院事業・介護サービス事業	2,779	2,414	△ 365	15.1
7. 市場事業・畜場事業	934	128	△ 806	629.7
8. 地域開発事業	1,459	1,339	△ 120	9.0
9. 下水道事業	12,500	13,494	△ 994	△ 7.4
10. 観光その他事業	42	130	△ 88	△ 67.7
計	24,756	24,514	△ 242	1.0
合計	76,707	84,658	△ 7,951	△ 9.4

(単位：億円、%)

項目	平成22年度 計画額(A)	平成21年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
三 公営企業借換債	300	—	300	皆増
四 臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583	49.7
五 退職手当債	4,900	5,700	△ 800	△ 14.0
六 国の予算等貸付金債	(1,185)	(1,819)	(△ 634)	(△ 34.9)
総計	(1,185)	(1,819)	(△ 634)	(△ 34.9)
	158,976	141,844	17,132	12.1
内訳	普通会計分 公営企業会計等分	134,939 24,037	118,329 23,515	14.0 2.2
資金区分				
公的資金	64,980	57,670	7,310	12.7
財政融資資金	43,390	39,340	4,050	10.3
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	21,590 (1,185)	18,330 (1,819)	3,260 (△ 634)	17.8 (△ 34.9)
民間等資金	93,996	84,174	9,822	11.7
市場公募	43,000	36,700	6,300	17.2
銀行等引受	50,996	47,474	3,522	7.4

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1.旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2.資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3.地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4.財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1.旧合併特例の平成21年度計画額は、合併特例に係る額である。
- 2.国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

機構データ 沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成 20 年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日） 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始（10月1日）
平成 21 年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

（参考）公営企業金融公庫の沿革

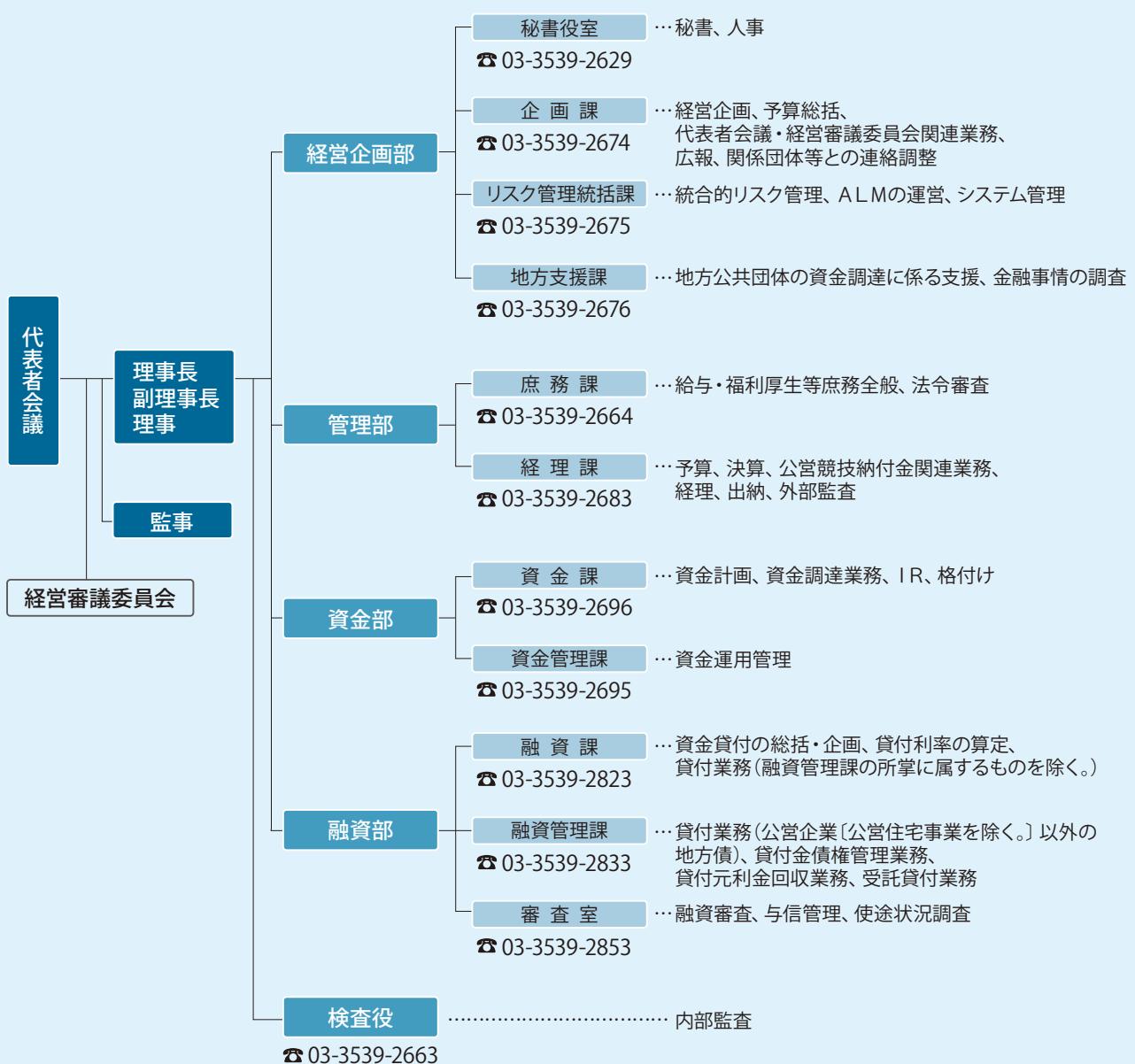
昭和 32 年度	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）に基づき、非常勤理事（1名）を追加、 公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止）
平成 13 年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成 14 年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成 17 年度	「行政改革の重要方針」（平成 20 年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、 廃止に向けた移行措置のあり方等）を閣議決定
平成 18 年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成 19 年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立 国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成 20 年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散（10月1日）

機構データ

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに4部11課室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

平成22年4月1日現在



■ 役員

理事長 渡邊 雄司 副理事長 福永 正通
理事 武居 丈二 二宮 洋二 小玉 孝夫 (非常勤)
監事 門脇 秀一 高田 宥 (非常勤)



(左から二宮理事、福永副理事長、渡邊理事長、武居理事、小玉理事)



(左から門脇監事、高田監事)

■ 所在地 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 <http://www.jfm.go.jp/>



交通案内

- ・都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A-7) 徒歩2分
- ・東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」下車 (B1a) 徒歩4分
- ・東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車 (C-3) 徒歩3分
- ・東京メトロ千代田線、日比谷線「日比谷」下車 (A-14) 徒歩3分
- ・JR線「新橋」下車徒歩8分、または「有楽町」下車徒歩12分

(財団法人東京市政調査会 提供)



地方の、地方による、地方のための
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体（Local Government）の「公」と「し」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」、
地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」、
地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」



このマークは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの
方に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮
して作られていると、NPO法人CUDOによって認定さ
れた印刷物や製品に対してのみ表示できるマークです。

